

保育所(園)・認定こども園

令和6年度版

【令和6年(2024年)3月発行】Ver.001

入所ガイド 2024

／ 申し込みの通年化を実施中です！ ／



／ 出産前でも申請できます！ ／



保護者の皆様へ大切なお願い

- ☐ 入所(園)申請にあたっては、事前に希望する園の見学を済ませ、保育内容などをご確認のうえお申し込みください(見学日時は直接施設へ連絡)。
- ☐ 本冊子の内容をよくお読みのうえ、漏れがないようにお手続きください。

高崎市ホームページ



申請書類一覧



空き状況



施設一覧

高崎市 福祉部 保育課 【入所相談専用ダイヤル】 ☎027-321-0111

〒370-8501 群馬県高崎市高松町 35-1

【市役所 1 階 1 2 番窓口】 ☎027-321-1246

✉ hoiku@city.takasaki.gunma.jp

(平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)

【各支所市民福祉課】 □倉渕 ☎027-378-4525 □箕郷 ☎027-371-9055 □群馬 ☎027-373-2381

□新町 ☎0274-42-1238 □榛名 ☎027-374-5112 □吉井 ☎027-387-3133

目次

	ページ
1 申し込みまでの流れ	1
2 保育所等とは	2
3 令和6・7年度のクラス年齢表	2
4 保育所等の申し込み(利用)の要件	2
5 保育の必要性の認定について	3
6 申し込みの受付等	5
7 高崎市外の保育所等への申し込み(広域入所の申し込み)	8
8 新規の申し込み時の提出書類	9
9 書類提出から審査結果がわかるまでの流れ	12
10 保育料	13
11 個人番号(マイナンバー)	17
12 よくある質問	18
13 入所後の届出・手続き等	20
14 その他	21
▪ 申請書類のダウンロード	21
▪ 保育情報サイト	21
▪ [記入例]子どものための教育・保育給付認定申請書(2・3号認定用)(兼)保育所等利用申込書(保育児童台帳・家庭調査票)	22
▪ 市内保育所(園)・認定こども園一覧	24
▪ 保育所(園)・認定こども園マップ	26



～本書は入所後も大切に保管してください～

1 申し込みまでの流れ

(1) 保育所（園）・認定こども園「入所ガイド」（本冊子）をよく読みましょう



(2) 入所を希望する月と受付期間を確認しましょう 【P5～P8へ】

本市では、通年で申し込みを受け付けています。入所を希望する月に対応した受付期間を確認してください。



(3) 利用を希望する保育所等を選びましょう 【P24・P25へ】

保育所（園）・認定こども園（保育部分）の中から希望することができます。施設によって受入可能月齢や開所時間等が異なります。

見学に行ってみましょう！

希望する保育所等に連絡を行い、事前に見学をしてください。
受入可能月齢や開所時間、延長保育時間・延長料金、保育料以外に必要な諸費用、雰囲気、行事内容など十分確認してください。
なお、見学は、保育所等の都合もあります。なるべく日程に余裕を持って対応してください。

お待ちしてまーす！



(4) 必要書類を準備しましょう 【P9～P11へ】

保護者が記入するものと、勤務先など第三者に記入してもらう必要のある書類があります。受付期間に間に合うように、余裕をもって早めに準備しましょう。

必要書類は、保育所等の見学時に受け取ってください。また、勤務先など第三者に記入してもらう書類（就労証明書）など、必要書類の多くは市ホームページ内（保育課ページ）でダウンロードすることもできます（就労証明書は見学前にダウンロードして、早めに勤務先に依頼しておくことをお勧めします）。

* 必要書類がそろっていないかったり、記載内容に不備があったりすると、再提出いただく場合や、入所選考で不利になる場合があります。



(5) 受付期間中に必要書類を受付場所へ持っていくましょう 【P5～P8へ】

受付場所は、保育課または各支所市民福祉課です。

* 高崎市以外の保育所等をご希望の場合は、上記内容によらず、8ページ「7 高崎市外の保育所等への申し込み（広域入所の申し込み）」をお読みいただき、必要な手続きをお取りください。

2 保育所等とは

保育所（園）や認定こども園（保育機能部分）（以下「保育所等」という。）は、保護者の仕事や病気等により、0歳から就学前までの保育を必要とするお子さんに対して保護者に代わって保育を行う児童福祉施設です。したがって、集団生活に慣れさせたい、幼児教育の場として利用したい等の理由だけでは利用できません。また、入所後であっても、お子さんを家庭で保育できるようになれば退所することになります。

* 認定こども園（教育機能部分）の利用を希望する場合は、直接施設にお問い合わせください。

3 令和6・7年度のクラス年齢表

保育所等のクラスは、各年度の4月1日現在の年齢で決まります。年度の途中で誕生日を迎えてもクラス年齢は変わりません。令和6年度及び7年度は下表のとおりです。

生 年 月 日	クラス年齢	
	令和6年度	令和7年度
H30(2018)年4月2日 ~ R元(H31)(2019)年4月1日	5歳児	
R元(H31)(2019)年4月2日 ~ R2(2020)年4月1日	4歳児	5歳児
R2(2020)年4月2日 ~ R3(2021)年4月1日	3歳児	4歳児
R3(2021)年4月2日 ~ R4(2022)年4月1日	2歳児	3歳児
R4(2022)年4月2日 ~ R5(2023)年4月1日	1歳児	2歳児
R5(2023)年4月2日 ~ R6(2024)年4月1日	0歳児	1歳児
R6(2024)年4月2日 ~	0歳児	0歳児

4 保育所等の申し込み（利用）の要件

（1）申し込み（利用）の要件

以下の条件すべてに該当する方が申し込みできます。

- ①入所月の初日に本市に住民登録があること。
- ②保育所等における集団保育に支障がないお子さんであること。
- ③保護者が次のいずれかの事由により、保育を必要とする状態であること。

- (1) 1か月に64時間以上仕事をしている（通勤時間は含まない）
- (2) 妊娠中または出産後である（出産前2か月から出産後2か月まで（多胎児の場合、出産前4か月から出産後2か月まで））
- (3) 病気やけが、または心身の障害による
- (4) 同居の親族（長期入院等をしている親族を含む）の介護・看護にあたっている（1か月に64時間以上の介護・看護が必要）
- (5) 火災、風水害、地震等の災害の復旧にあたっている
- (6) 仕事を継続的に探している（利用可能期間3か月）
- (7) 学校に在学しているまたは職業訓練を受けている（1か月に64時間以上の就学・訓練が必要（通学時間は含まない））
- (8) その他上記以外の事由により、保育が必要な状態（虐待やDVを受けている等）であると認められる

5 保育の必要性の認定について

平成27年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」により、保育所等の利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただきます（子どものための教育・保育給付認定）。

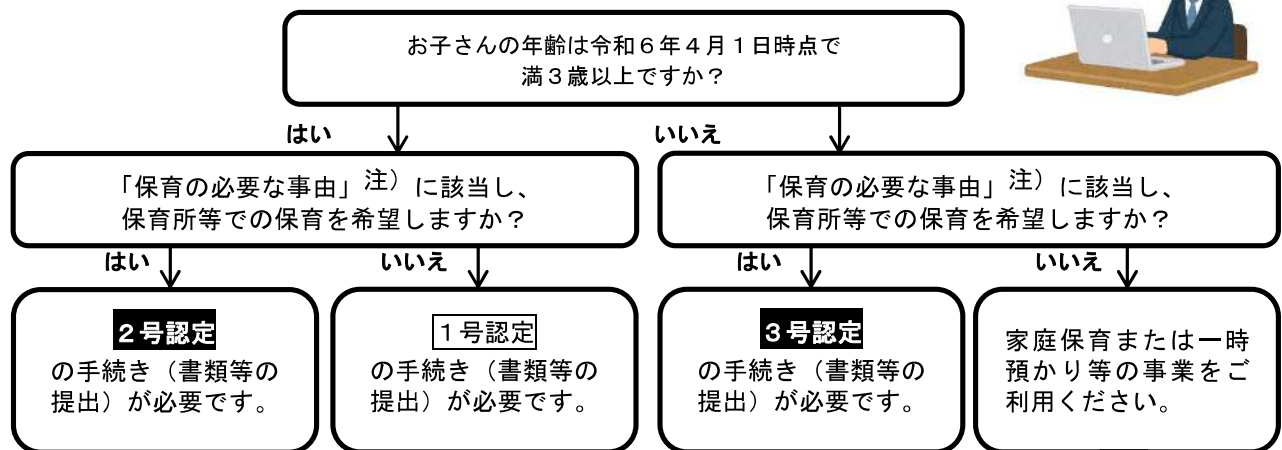
申請に基づき、市が下記の3つの認定区分により認定を行います。

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1号認定	満3歳以上で幼稚園等での <u>教育を希望</u>	幼稚園、認定こども園（ <u>教育部分</u> ）
2号認定	満3歳以上で保護者の労働や疾病等の事由により、保育所等での <u>保育を希望</u>	保育所（園）、認定こども園（ <u>保育部分</u> ）
3号認定	満3歳未満で保護者の労働や疾病等の事由により、保育所等での <u>保育を希望</u>	保育所（園）、認定こども園（ <u>保育部分</u> ）、地域型保育事業 ^{注）}

注）地域型保育事業とは、少人数の子どもを預かる保育事業です。本書発行日現在、市内に地域型保育事業はありません。

保育所等の利用を希望する場合、お子さんの満年齢に応じて**2号認定**または**3号認定**の申請を行います。申請書は9ページ「8 新規の申し込み時の提出書類」の「（1）子どものための教育・保育給付認定申請書（2・3号認定用）（兼）保育所等利用申込書（保育児童台帳・家庭調査票）」です。

【参考】認定フロー（一般的な事例）

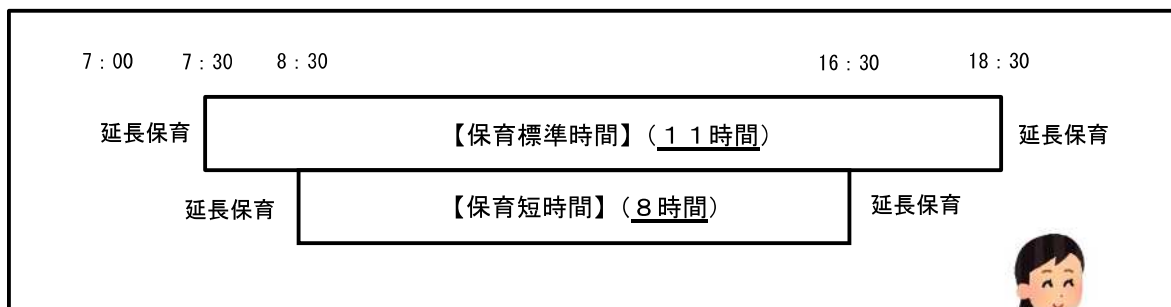


お子さんが令和6年度中に満3歳児クラス（年少クラスの1学年下）に入園予定の方のうち、満3歳になった時点で**1号認定**を受けて施設を利用する予定の方は、利用する施設にご確認のうえ、満3歳になる前月頃までに手続きに必要な書類を提出してください。

注）**保育の必要な事由**：**2号認定**または**3号認定**を受けて施設を利用する場合、保護者（父母ともに）が2ページ「4 保育所等の申し込み（利用）の要件」の③に掲げる事由のいずれかに該当していることが必要です。**1号認定**については、満3歳以上であれば必要な要件はありません。

例えば、就労を理由とする利用の場合、父母（ひとり親家庭は父または母。以下同じ。）それぞれが月 120 時間以上の就労であれば「保育標準時間」、父母または父母のいずれかが月 64 時間以上 120 時間未満の就労であれば「保育短時間」に区分されます。この時間以上に保育を希望する場合は延長保育による対応になります。

【参考】保育必要量の認定区分による1日の利用時間（イメージ）



- * 記載の時間はイメージです。実際の「保育標準時間・短時間」の開始・終了時間、延長保育の有無・利用料等については、保育所等に直接お問い合わせください。
- * 「保育標準時間」の１１時間、「保育短時間」の８時間は上限の時間であり、就労等の状況によっては早めのお迎えをお願いする場合があります。
- * 利用開始後、しばらくの間、お子さんが段階的に慣れるようにするため、通常より短い保育時間（慣らし保育）とさせていただきます場合があります。



事由	保育必要量	利用可能な期間
☐ 就労	保育標準時間 *月 120 時間以上 保育短時間 *月 64 時間以上 120 時間未満	小学校就学前まで
☐ 求職活動	保育短時間	3 か月
☐ 妊娠・出産	保育標準時間	出産前 2 か月から出産後 2 か月（多胎児の場合、出産前 4 か月から出産後 2 か月）
☐ 就学	保育標準時間 *月 120 時間以上 保育短時間 *月 64 時間以上 120 時間未満	在学期間
☐ 同居の親族の 介護・看護	保育標準時間 *月 120 時間以上 保育短時間 *月 64 時間以上 120 時間未満	必要と認められる期間
☐ 保護者の 疾病・障がい	保育標準時間	必要と認められる期間
☐ 災害復旧	保育標準時間	必要と認められる期間
☐ 育児休業	保育短時間	育児休業期間

- 4-

6 申し込みの受付等

入所申し込みの受付は次のとおり行います。

ただし、高崎市以外の保育所等を希望する場合は、別の手続きが必要ですので、下記の内容にかかわらずお早めに保育課または各支所市民福祉課へご相談ください。

- まず、申し込みを行うお子さんは、新規（通常）、新規（予約）、転園のどの申込区分であるかをご確認ください。

☐ 新規 (通常)	新たに保育所等の利用を申し込む方（現在、保育所等を利用していないお子さん）
☐ 新規 (予約)	新たに保育所等の利用を申し込む方（現在、保育所等を利用していないお子さん）のうち、予約申込制度（下記「予約申込制度について」参照）を利用し申し込む方
☐ 転園	すでに保育所等を利用しているお子さんについて、別の保育所等へ利用の変更を申し込む方



予約申込制度について

次の要件に該当する場合は、全ての受付期間において各要件に該当する入所年月を希望し、申し込みすることができます。必要に応じてご活用ください。

【要件】

a. 産後休暇または育児休業が終了次第、復職する予定の方

☐申込可能年月：産後休暇明け…産後休暇終了日に対応する月の初日

* 各保育所等の受入可能月齢をよく確認してください。

育児休業明け…育児休業終了日の属する月の初日

* 育児休業終了日がその月の末日の場合、翌月の初日の申し込みも可能です。また、育児休業終了日がその月の15日以前の場合、育児休業終了月の前月の初日の申し込みも可能です。

☐要件確認書類：産後休暇または育児休業の期間が記載された就労証明書

～自営業者等の方で、出産後お休みをされる方へ（みなし育児休業）～

育児・介護休業法に基づく育児休業の適用を受けられない自営業者等の方で、お子さんがお生まれになった日から満1歳のお誕生日の年度末までの間、育児のためにお休みした場合、市ではお休みした期間を育児のための休業とみなします（みなし育児休業）。

この場合における予約申込制度の適用は上記「a」と同様に取り扱います。

なお、みなし育児休業の適用にあたっては、お申し込みの際に別途「みなし育児休業届出書（母子健康手帳（母親の名前と出産予定日が記載されたページ）のコピーを添付）」の提出が必要です。

b. 就労予定（採用予定）となっている方

☐申込可能年月：就労開始日の属する月の初日 *ただし、就労開始日がその月の16日までの場合、就労開始月の前月の初日の申し込みも可能です。

☐要件確認書類：就労開始日が記載された就労証明書（採用予定のもの）

c. 出産予定日が明らかになっており、出産の前後に兄姉の入所を希望する方

☐申込可能年月：出産前2か月から出産後2か月（多胎児の場合、出産前4か月から出産後2か月）に対応する月の初日

☐要件確認書類：母子健康手帳（母親の名前と出産予定日が記載されたページ）のコピー

d. 職業訓練などを含めて就学が予定されている方

☐申込可能年月：就学開始日の属する月の初日 *ただし、就学開始日がその月の16日までの場合、就学開始月の前月の初日の申し込みも可能です。

☐要件確認書類：入学する旨が記載された入学決定等の通知、就学開始日が確認できる書類等

e. 本市への転入予定があり、転入に伴い保育所等の利用を希望する方（求職中を除く）

☐申込可能年月：転入日の属する月の翌月の初日 *ただし、転入日が1日の場合に限り、その月の初日での申し込みも可能です。

☐要件確認書類：不動産売買契約書や賃貸契約書等の転入することが確認できる書類のコピー

- 申込区分をご確認いただけましたら、以下の申込受付期間及び受付対象等をご覧いただき、該当する受付期間にお申し込みください。

申込受付期間及び受付対象等

受 付 期 間 (注1・4) 〔空き状況公開予定日〕 (注5)	受付対象（希望できる入所年月） (注1・2・3)				結果通知 発送予定日
	新規（通常）・転園		新規（予約）		
	R6 年度	R7 年度	R6 年度	R7 年度	
3 月 21 日（木）～4 月 19 日（金） 〔空き公開日：4 月 5 日（金）〕	R6 年 6 月	R7 年 4 月	R6 年 7 月 ～R7 年 3 月	R7 年 5 月 ～R8 年 3 月	5 月 7 日（火）
4 月 22 日（月）～5 月 20 日（月） 〔空き公開日：5 月 7 日（火）〕	R6 年 7 月		R6 年 8 月 ～R7 年 3 月		6 月 3 日（月）
5 月 21 日（火）～6 月 20 日（木） 〔空き公開日：6 月 6 日（木）〕	R6 年 8 月		R6 年 9 月 ～R7 年 3 月		7 月 4 日（木）
6 月 21 日（金）～7 月 19 日（金） 〔空き公開日：7 月 5 日（金）〕	R6 年 9 月		R6 年 10 月 ～R7 年 3 月		8 月 2 日（金）
7 月 22 日（月）～8 月 20 日（火） 〔空き公開日：8 月 6 日（火）〕	R6 年 10 月		R6 年 11 月 ～R7 年 3 月		9 月 3 日（火）
8 月 21 日（水）～9 月 20 日（金） 〔空き公開日：9 月 6 日（金）〕	R6 年 11 月		R6 年 12 月 ～R7 年 3 月		10 月 4 日（金）
9 月 24 日（火）～10 月 18 日（金） 〔空き公開日：10 月 4 日（金）〕	R6 年 12 月		R7 年 1 月 ～R7 年 3 月		11 月 1 日（金）
10 月 21 日（月）～11 月 20 日（水） 〔空き公開日：11 月 6 日（水）〕	R7 年 1 月		R7 年 2 月 ～R7 年 3 月		12 月 4 日（水）
11 月 21 日（木）～12 月 19 日（木） 〔空き公開日：12 月 6 日（金）〕	R7 年 2 月		R7 年 3 月		1 月 6 日（月）
12 月 20 日（金）～1 月 20 日（月） 〔空き公開日：1 月 7 日（火）〕	R7 年 3 月		—		2 月 3 日（月）
1 月 21 日（火）～2 月 20 日（木） 〔空き公開日：2 月 6 日（木）〕	—	R7 年 5 月	—	3 月 5 日（水）	
2 月 21 日（金）～3 月 19 日（水） 〔空き公開日：3 月 6 日（木）〕	—		—	4 月 2 日（水）	

注1) 各受付期間以外の受付及び各受付期間における受付対象以外の受付は原則行いません。ただし、緊急で保育所等の利用が必要な場合はご相談ください。

注2) 受付対象の「新規 (通常)」、「新規 (予約)」、「転園」の区分は5ページをご確認ください。

注3) 1人のお子さんにつき、複数の入所年月を同時に申し込むことはできません (別の受付期間であっても同様です)。

・NG例①: R6 年7月22日 (月)～8月20日 (火)の受付期間に、R6 年10月入所希望 (新規 (通常))と R7 年4月入所希望 (新規 (通常))の申し込みを同時に行う。

・NG例②: R6 年7月22日 (月)～8月20日 (火)の受付期間に、R6 年10月入所希望 (新規 (通常))を申込み、R6 年8月21日 (水)～9月20日 (金)の受付期間に、R7 年4月入所希望 (新規 (通常))の申し込みを行う。

注4) 令和8年度入所を希望する申し込みは、令和7年3月21日 (金)から受付を開始する予定です。

注5) 各受付期間における保育所等の空き状況 (受入可能人数) について

- 各受付期間における保育所等の空き状況は、毎月6日前後に (令和6年度は上表参照) 市ホームページで公開する予定です。公開後はお電話等でのお問い合わせも可能です。
- 空き状況 (受入可能人数) は受入年度別に公開しています。希望の入所年月の属する年度の状況をご確認ください。
- 各受付期間で公開する令和7年度の空き状況 (受入可能人数) については、各保育所等の職員体制や既に入所中の児童の持ちあがり状況などとの調整が必要であることから、空き状況 (受入可能人数) の全てを公開していない場合があります。
- 希望する保育所等に空きがない場合でも申し込みは行えます。ただし、希望する保育所等に空きが生じるまでの間の利用調整は行われません。



(1) 新規（通常）・新規（予約）申込の方

ア 申込関係書類配布

□配布場所：市内各保育所等

* 書類は保育所等の見学の際等にお受け取りください。なお、現在県外に居住しているなど、特別な事情により保育所等でお受け取りいただけない場合は、希望する保育所等にご連絡のうえ、保育課までご相談ください。別途保育課において対応します。

* 見学は保育所等の都合もあります。期間に余裕をもってお早めに対応してください。

* 提出書類の詳細は9ページ「8 新規の申し込み時の提出書類」を参照

イ 申込書の受付場所等

□受付場所：保育課・各支所市民福祉課（各保育所等では受付は行っていません。）

□受付期間・受付対象：6ページ「申込受付期間及び受付対象等」のとおり

ウ 申込書の有効期間

保育所等の利用申込の有効期間は、最初に申し込みを行った受付期間を含め12回の受付期間が経過するまで有効です。有効期間終了後は、新たに申し込みが必要です。

* 内定となった場合、有効期間内であってもその時点で選考は終了します。

* 有効期間中に申し込みいただいた内容に変更（住所、連絡先、就労状況、希望する保育所等）が生じた場合や申し込みを取り下げの場合は、保育課または各支所市民福祉課までご連絡ください。

エ 注意事項

【全般】

- ・申し込み内容に虚偽があった場合は、申し込みは無効となります。
- ・申し込み内容と実際に保育所等の利用を開始する際の状況（保育を必要とする事由や申し込み要件等）に相違がある場合は、申し込みを無効、内定を取消、退所とする場合があります。状況に変更等があった場合は速やかに保育課または各支所市民福祉課にご相談ください。
- ・申込書には第3希望までの保育所等記入欄を設けていますが、第4希望以降がある場合、別紙（任意様式）を添付することで申し込みが可能です。
- ・市内と市外の保育所等を同時に希望することはできません。

【出生前の申し込み】

- ・出生前のお子さんも母子健康手帳交付後であれば申し込みができます。
- ・入所可能な月齢（年齢）は各保育所等によって異なります。申し込みにあたっては、入所を希望する年月において、お子さんが希望する保育所等の受入可能月齢（年齢）を満たしているか確認してください。満たしていない場合は申し込みの受け付けはできません。また、満たしていないことを理由に、入所を希望する年月を調整することはできません。



【転入予定者の申し込み】

- ・現在、市外在住の方であっても、入所月の初日までに市内に住民登録を行う予定の方は申し込みができます。ただし、入所月の初日において、市内に住民登録がお済みでない場合は、申し込みが無効となります。

【求職活動による入所】

- ・求職活動を要件として入所した場合、入所後3か月以内に就労の事実が確認できない場合は、原則退所となります。

【内職・家業の手伝いによる入所】

- ・内職や家業の手伝いを要件として入所した場合、ひと月当たり15,000円以上（本市の保育所等利用における基準額）の収入を得ていることが必要です。確認書類として、申し込み時または入所後、直近3か月分の支払明細書等を提出していただきます。

【その他】

- ・保育所等の利用が内定となった場合、内定となった入所年月を先送りすることは、保育所等の運営に影響を与える恐れがあるため、原則認められません。
- ・お子さんの成長や健康面で心配なことについては、各保育所等または保育課へ必ず事前にご相談ください。利用内定後、集団保育の実施が難しい場合、内定を取り消す場合もあります。

- ・保護者が育休対象児童の保育所等への入所を希望しており、入所要件が整っているにもかかわらず希望する保育所等に空きがなく復職ができない等、やむを得ない事情により保育所等に入所できない場合に、育児休業の延長のための通知書が必要となる場合は、保育所等の申し込みに必要な様式「子どものための教育・保育給付認定申請書（2・3号認定用）（兼）保育所等利用申込書（保育児童台帳・家庭調査票）」の表面下段『希望施設への入所が叶わなかった場合、就労先やハローワークに提出する育児休業期間の延長に係る書類が必要ですか。』の項目の「□必要」に必ずチェックをして提出してください。詳細についてはお問い合わせください。

* 申込時に申請に係るお子さんが未出生の場合や本市に住民登録がない場合、または空きがないことを理由として申し込みをしなかった場合は、育児休業期間の延長に係る書類は発行できません。育児休業期間の延長に係る書類が必要な場合は出産後、本市に住民登録がない場合には転入後、保育課または各支所市民福祉課までお問い合わせください。



育児休業期間中の入所

本市では、保護者が育児休業を取得するすべての期間において、保育所等をすでに利用している兄弟の継続利用を認めています。

また、育児休業期間中であっても、育児休業の対象児童の入所を認めています。（みなし育児休業の対象児童は除く）

* 育児休業期間中（復職時の申し込みを除く）の入所申し込みには、「就労証明書」に加えて「保育を必要とする申立書」（9ページ「8 新規の申し込み時の提出書類」参照）の提出が必要です。

（2）転園申込の方

ア 申込関係書類配布

□ 配布場所：保育課または各支所市民福祉課

* 申し込みに必要な書類は「保育関係施設変更（転園）希望申請書」のみです。
保育課または各支所市民福祉課でのみお渡ししています（保育所等ではお渡ししておりません。また、市ホームページでのダウンロードもできません。）。

イ 申込書の受付場所等

□ 受付場所：保育課・各支所市民福祉課（各保育所等では受付は行っていません。）

□ 受付期間・受付対象：6ページ「申込受付期間及び受付対象等」のとおり

ウ 申込書の有効期間

転園申込の有効期間は、最初に申し込みを行った受付期間を含め12回の受付期間が経過するまで有効です。有効期間終了後は、新たに申し込みが必要です。

* 内定となった場合、有効期間内であってもその時点で選考は終了します。

* 有効期間中に申し込みいただいた内容に変更（住所、連絡先、就労状況、希望する保育所等）が生じた場合や申し込みを取り下げる場合は、保育課または各支所市民福祉課までご連絡ください。

エ 注意事項

- ・現在利用している保育所等は、転園の申し込みを行っても、転園先の保育所等の利用が内定とならない限り、引き続き利用することができます。
- ・転園が内定すると、それまで利用していた保育所等は、内定した月の前月末をもって退所となります。



7 高崎市外の保育所等への申し込み（広域入所の申し込み）

広域入所とは、居住地以外の市町村に所在する保育所等へお子さんを入所させることをいいます。

広域入所を希望する場合、希望する保育所等が所在する市町村によって入所要件や受付期間・方法等が高崎市と異なります。

まずは、保育課または各支所市民福祉課へご相談いただき、必要な手続きをお取りください。

なお、広域入所は求職活動を理由とする申し込みはできません。また、市内と市外の保育所等を同時に申し込むことはできません。

その他、現在高崎市に居住し、他の市町村へ引っ越しの予定があり、その市町村の保育所等を希望する場合は、希望保育所等のある市町村に直接確認してください。

市町村によっては事前に高崎市を経由して入所の申し込みをする必要があります。この場合、書類のやり取りに期間を要しますので、余裕をもってお手続きください。

8 新規の申し込み時の提出書類

新規の申し込みにあたっては、以下の書類が必要となります。

※書類名称横に「市指定様式」と記載のあるものは、本市指定様式です。見学の際等に各保育所等でお受け取りいただけます。なお、「市指定様式（DL可）」と記載のあるものは、市ホームページ（保育課ページ）内でダウンロードすることもできます。

※下記は新規の申し込みに必要な書類です。転園の申し込みの提出書類は、下記によらず「**保育関係施設変更（転園）希望申請書**」市指定様式のみです。保育課または各支所市民福祉課でお渡ししています。

（１）「子どものための教育・保育給付認定申請書（２・３号認定用）（兼）保育所等利用申込書（保育児童台帳・家庭調査票）」市指定様式 【記入例：P22・23】

（２）保育が必要であることを証する書類

次の表に区分した保護者等の状況により、必要な書類を提出してください。

父母（ひとり親家庭は父または母。以下同じ。）分が必要です。

保護者等の状況	提出書類
☐ 就労 ☒ 就労予定	「就労証明書」市指定様式（DL可） ※発行から３か月以内のもの 【添付書類】 ・みなし育児休業（５ページ「～自営業者等の方で、出産後お休みをされる方へ（みなし育児休業）～」参照）の適用を受けたい場合は「みなし育児休業届出書（母子健康手帳（母親の名前と出産予定日が記載されたページ）のコピーを添付）」市指定様式（DL可） ・内職、家業の手伝い（農業等）の場合、ひと月当たり 15,000 円以上（本市の保育所等利用における基準額）の収入を得ていることがわかる直近３か月分の支払明細書等 * 就労は、継続的に収入を伴う労働です。無収入の労働は就労とみなせません。 * 就労予定の方は採用の確認の為、採用後すみやかに採用済の「就労証明書」を提出してください。 * 産後休暇または育児休業が終了次第、復職する予定の方の申し込みの場合は、就労証明書に当該期間等の証明が必要です。 * 雇用期間に定めがある場合で、申請時に雇用契約の更新予定がない場合は、入所後は更新が行われた都度、更新後の「就労証明書」または更新を行ったことが確認できる書類（雇用契約書等）を提出していただきます。 * 就労状況の確認の為、必要な場合は上記以外の添付書類を求めることがあります。
☐ 求職中 ☒ 出産	「求職・出産要件に関する申立書」市指定様式（DL可） 【添付書類】 ・出産の場合、母子健康手帳（母親の名前と出産予定日が記載されたページ）のコピー * 求職要件の場合、入所承諾期間は入所後３か月までです。 * 出産要件の場合、入所承諾期間は出産前２か月から出産後２か月（多胎児の場合、出産前４か月から出産後２か月）までです。
☐ 傷病・障害	「診断書」市指定様式（DL可） ※発行から３か月以内のもの
☐ 介護・看護	「診断書（介護・看護用）」市指定様式（DL可） ※発行から３か月以内のもの
☐ 学校等	「在学証明書（入学決定通知）」と「時間割」 ※各学校等で発行、発行から３か月以内のもの
☐ 育児休業中	「保育を必要とする申立書」市指定様式（DL可） * 産後休暇や育児休業が終了し、復職に伴う申し込みの場合は、提出の必要はありません。

（３）「高崎市保育所（園）・認定こども園入所申請チェック表」市指定様式（DL可）

（４）「個人番号（マイナンバー）申告書」市指定様式（DL可）

* 提出の際には、申請者（保護者）の個人番号（マイナンバー）の確認及び本人確認を行います。詳しくは、様式または、１７ページ「１１ 個人番号（マイナンバー）」をご確認ください。

(5) 保育料決定に必要な書類（令和4年中、令和5年中の所得を確認するための書類）

次の表の状況に該当する場合は、必要な書類を申込書に添えて提出してください。

なお、状況によって下記以外の書類を求める場合があります。

状 況	提 出 書 類
□入所希望年月が令和6年8月以前で、 <u>令和5年1月1日時点で高崎市に住民登録が無かった方</u>	「令和5年度 所得課税（非課税）証明書（控除記載あり）」※コピー可 * 令和5年1月1日時点で住民登録があった市町村が発行。 * 令和6年4月～8月分の保育料算定に使用します。
□入所希望年月が令和7年8月以前で、 <u>令和6年1月1日時点で高崎市に住民登録が無かった方</u>	「令和6年度 所得課税（非課税）証明書（控除記載あり）」※コピー可 * 令和6年1月1日時点で住民登録があった市町村が発行 ただし、上記書類は概ね令和6年6月頃（以降）にならないと市町村で発行されません。申込時に提出できない場合は、令和6年7月中旬または入所希望年月の前月の中旬のいずれか遅い日までに提出してください。 * 令和6年9月～令和7年3月分の保育料算定に使用します。

- * 「個人番号（マイナンバー）申告書」によりマイナンバーを提出された方、上記状況に該当しない方は提出不要です。
- * 証明書は、各年度における「市町村民税額決定通知書（控除の記載のある部分を含む）のコピー」または「市市民税・県民税特別徴収額の決定通知書（納税者の氏名及び控除の記載のある部分を含む）のコピー」の提出によって代えることができます。
- * 父母分が必要（配偶者控除を受けている場合は、納税者の分のみでかまいません）。



状 況	提 出 書 類
□令和4年中、令和5年中に海外勤務期間がある方	「海外勤務期間中の収入を証明する書類」 ※保育課までご相談ください。

(6) 保育料等軽減のための書類

以下の条件に該当する場合は、申請により保育料が軽減されます。

ただし、申請書類の提出が無い場合や保育料算定に必要な税資料が確認できない場合（市町村民税未申告の場合を含む）は、以下の条件に該当していても軽減が適用されない場合があります。



■対象：3歳未満児【0～2歳児クラス】

内 容	条 件	提 出 書 類
□就学前の兄弟が幼稚園等に通っている世帯の第2子目の保育料軽減（およそ半額）	就学前の兄弟が以下の施設を利用している。 ・幼稚園 ・企業主導型保育事業 ・特別支援学校幼稚部 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・児童心理治療施設	「保育料多子軽減届出書」<u>市指定様式（DL可）</u> * 就学前の兄弟が、保育所等、子ども・子育て支援新制度に移行している（または入所時点で移行予定の）幼稚園を利用している場合は、<u>提出不要</u>です。 例）保育所等に通うAさんに就学前の兄がいる場合 ①兄が認定こども園に通っている ⇒ 提出不要 ②兄が子ども・子育て支援新制度に移行していない<u>私立幼稚園</u>に通っている ⇒ 提出必要

■対象：3歳以上児【3～5歳児クラス】

内容	条件	提出書類
□第3子目以降の副食費免除	保護者と生計を一にする子どもが3人以上いて、そのうち保育所等を利用する子どもが第3子目以降である。	「第3子目以降副食費免除に関する届出書」 市指定様式（DL可）

■対象：全年齢区分【0～5歳児クラス】

内容	条件	提出書類
□児童と同居の在宅障害者がいる場合の保育料等軽減	保育料等算定のための市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯または市町村民税均等割額のみ課税世帯 ^注 で、児童と同居の在宅障害者がいる。	「同居の在宅障害児（者）のいる家庭の保育料等認定について」市指定様式（DL可） 【添付書類】障害者手帳等のコピー *添付が不要となる場合があります（17ページ「1 個人番号（マイナンバー）」の中段枠内②を参照してください）。

注）書類提出により、0～2歳児については、16ページ「高崎市2・3号認定子ども保育料基準額」のひとり親世帯等に該当となり、保育料が軽減されます。

（7）その他（状況に応じて必要な書類）

認可外保育施設に通園中の場合…「在籍証明書（様式任意）」

～申込後、申込内容を変更する、取下げる場合は、以下の書類を提出してください～

○申込内容を変更する場合

- ・入所希望年月、希望施設を変更する場合は「利用申込（変更・取下）申請書」
- ・就労状況や世帯状況等を変更する場合は「認定事項変更（申請・届出）書」

すべて市指定様式（DL可）

○申込を取下げる場合

「利用申込（変更・取下）申請書」

（給付認定通知書の送付前に取下げる場合は「認定申請取下書」

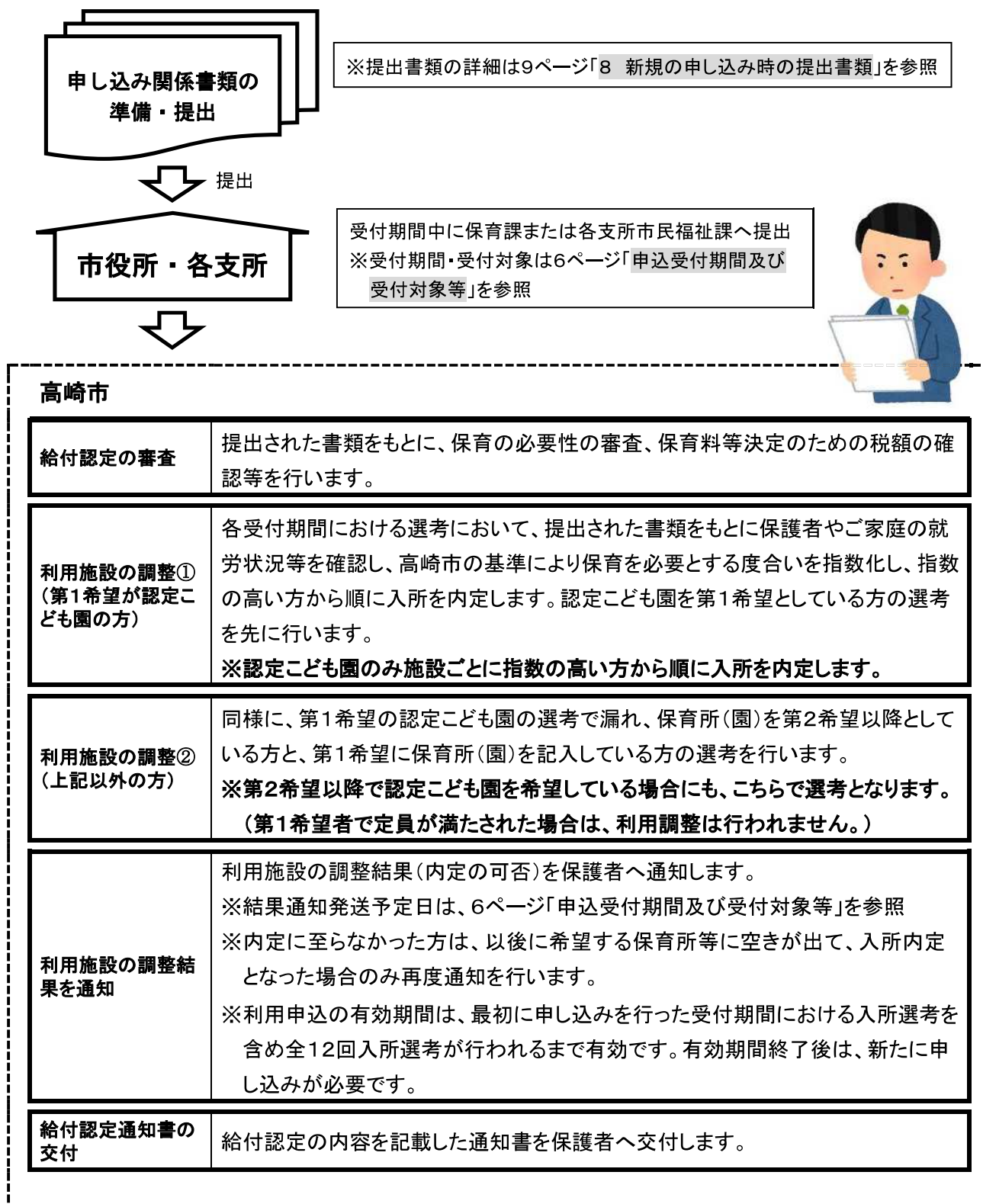
送付後に取下げる場合は「認定取消申請書」

すべて市指定様式（DL可）



9 書類提出から審査結果がわかるまでの流れ

受付期間における書類提出から審査結果がわかるまでのおおまかな流れは以下のとおりです。



※定員等の理由により、入所できない場合があります。

※未提出・未記入の書類がある場合、保育を必要とする度合いを指数化する際に不利になる場合があります。

10 保育料

保育料は、お子さんを保育所等において保育するために要する費用の一部を保護者に負担していただくもので、世帯の負担能力に応じて決定することとなっています。

令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化がスタートし、3歳児～5歳児クラスの保育料は無償化（無料）となりました。

* 通園送迎費、食材料費（主食費・副食費）、行事費など一部の費用はこれまでと同様、保護者が負担することになります。

* 3歳未満児（0～2歳児）クラスは、無償化後も市が定めた保育料をご負担いただきます。

（１）保育料の算定方法

□算定根拠	各世帯の市町村民税所得割の合計額により決定
□算定期間	・令和6年4月から8月分の保育料 → 令和5年度の市町村民税所得割 ・令和6年9月から令和7年3月分の保育料 → 令和6年度の市町村民税所得割
□算定対象	父母（原則） ※児童と同居の父母以外の扶養義務者（祖父母等）が家計の主宰者と認められる場合は、その家計の主宰者と父母の税額の合算により決定
□算定方法	①市町村民税所得割 + ②配当控除額 ③住宅借入金等特別税額控除額 ④寄付金税額控除額 ⑤外国税額控除額 = 保育料算定基礎税額 ※②から⑤のうち該当するものを加算 * 16ページの「高崎市2・3号認定子ども保育料基準額」の区分により保育料を算定します。
□保育料支払先	認可保育所利用 市へ支払う（市外の公立保育所利用の場合、施設の所在する市町村）
	認定こども園利用 認定こども園へ支払う（施設との直接契約）

【保育料決定時の留意事項】

- * 保育料算定に必要な税額等が確認できない場合（必要書類の不備や未申告の方等）は最高額（保育認定子どもはD11階層）で仮決定しています。提出資料等により税額が確認でき次第、遡及して保育料の決定を行います。
- * 保育料の算定対象となっている年度の税額に変更が生じた場合（修正申告を行った方等）は提出資料等により税額が確認でき次第、遡及して保育料の再算定を行い決定します。
- * 遡及による保育料の決定は、提出資料等により税額が確認できた日の属する年度中の保育料に限ります。
- * 住民票の世帯分離により保育料の算定が変わることはありません。
- * 課税の内容については、保育課または各支所市民福祉課ではお答えできません。該当する市町村の税務担当課へお問い合わせください。

【参考】保育料の算定の切り替え時期と基準となる市町村民税額について

令和6年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度の市町村民税額に基づく保育料						令和6年度の市町村民税額に基づく保育料					
↓						↓					
(令和4年1月1日～12月31日の収入に基づき算定)						(令和5年1月1日～12月31日の収入に基づき算定)					

以下の通知等によりご確認いただけます（以下は高崎市の通知書の例、市町村により書式は異なります。）。

■お勤めの方(給与所得者)で、市民税を給与から徴収されている方

【給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）】

給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）									
所得	給与収入 給与所得 雑所得 その他の所得計	主たる給与 以外の給与 所得区分	所得金額①	課税 標準	総所得② 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡	市民税 所得割額③ 所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 税額控除額⑦	市民税 所得割額③ 所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 税額控除額⑦	市民税 所得割額③ 所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 税額控除額⑦	市民税 所得割額③ 所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 税額控除額⑦
所得 控除	医療 社会保険 小規模企業共 生命保険料 地震保険料	基礎 所得控除合計②	住宅借入金等特別控除 (市 〇〇,〇〇〇 円) 県 〇〇,〇〇〇 円)	課税 標準	所得金額①	市民税 所得割額③ 所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 税額控除額⑦	市民税 所得割額③ 所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 税額控除額⑦	市民税 所得割額③ 所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 税額控除額⑦	市民税 所得割額③ 所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 税額控除額⑦

■自営業(事業所得者)、年金受給者(公的年金所得者)など、市民税を納付書(または口座振替)により徴収されている方

【市民税・県民税納税通知書(普通徴収)】

令和 年度 群馬県高崎市 市民税・県民税算出内容

	総所得・山林・退職	分離短期贈与(一般)	分離短期贈与(軽減)	分離長期贈与(一般)	分離長期贈与(特定)	分離長期贈与(軽減)
市民税	〒	〒	〒	〒	〒	〒
県民税	〒	〒	〒	〒	〒	〒
市民税	住宅借入金等特別控除や寄付金控除を受けている方は、ここに記載の金額も市民税所得割額に加算して計算します					
市民税	市民税所得割額					
市民税	調整控除	税額控除	住宅借入金等特別控除	寄付金控除	調整所得割額	所得割額
市民税	〒	〒	〒	〒	〒	〒
県民税	〒	〒	〒	〒	〒	〒
年税額	年税額の内給与からの特別加算税額	年税額の内公的年金からの特別加算税額	年税額の内公的年金からの特別加算税額	暫引普通徴収税額	控除不足額(※)	還付額(※)
年税額	〒	〒	〒	〒	〒	〒

(3) 保育料納付方法

保育料の納付方法は、口座振替と納付書の2通りの方法があります。

- * 認定こども園または市外の公立保育所を利用している場合の保育料の納付方法は、直接施設へ
お問い合わせください。

【口座振替について】

ア 申し込み手続き

15 ページ「口座振替ができる金融機関一覧」に記載の金融機関の口座をお持ちの方は口座振替の手続きができます。

口座振替を希望する場合、振替口座の通帳と届出印を持参し、口座のある金融機関の窓口で、口座振替依頼書にご記入のうえお申し込みください。

- *口座振替依頼書は、市内の金融機関の窓口にて備え付けてありますが、市外の窓口で申し込み手続きをする場合には、口座振替依頼書を送付しますので、保育課または各支所市民福祉課までご連絡ください。

イ 納付義務者について

口座振替依頼書の納付義務者欄は、子どものための教育・保育給付認定申請書（２・３号認定用）（兼）保育所等利用申込書（保育児童台帳・家庭調査票）に記載した保護者の氏名を記入してください。「納付義務者名」と「保護者名」が一致していないと口座振替されません。また、保護者の変更を行い、引き続き口座振替をご利用される場合は、再度金融機関の窓口にて「ア」と同様の手続きが必要になります。

- * 既に入所しているきょうだいが口座振替を利用している場合でも、新たに入所したお子さんについては、新たに申し込みをしないと口座振替されませんので、ご注意ください。**

ウ 振替の開始時期

申し込みをした日の属する月の翌月分の保育料から引き落としが開始となります。口座振替が始まる前に、納税課から口座振替等開始通知が送付されますのでご確認ください（口座振替等開始通知が送付されていても、「納付義務者名」と「保護者名」が一致していないと口座振替されません）。



エ 口座振替日

毎月末日（末日が土・日・祝日のときは翌営業日、12月は25日）に引き落とされます。

オ その他

納付義務者の変更、口座振替金融機関の変更、振替預金口座の変更をする場合は、改めて金融機関に口座振替の申し込み手続きをしてください。

なお、口座振替による納付を中止する場合は、口座振替依頼書の廃止欄に記入して、納税課に提出してください。

○ 口座振替ができる金融機関一覧 ○

区 分	名 称
銀 行	群馬、みずほ、りそな、埼玉りそな、三井住友、足利、横浜、第四北越、八十二、東和、大光
信用金庫	高崎、北群馬、しののめ
信用組合	あかぎ、群馬県、ぐんまみらい
そ の 他	中央労働金庫、高崎市農業協同組合、はぐくみ農業協同組合、多野藤岡農業協同組合、ゆうちょ銀行

【納付書について】

口座振替の申し込みをしない場合は、納付書により毎月末日（末日が土・日・祝日のときは翌平日、12月は25日（25日が土・日のときは翌平日）となります。）の納期限までに納付書の裏面に記載された方法で納付してください。納付書は、4～7月、8～11月、12～3月の3回に分けて4か月単位でお渡しします。

【保育料の納付が納期限までに確認できないとき】

納期限までに保育料の納付が確認できないときは、翌月中旬以降に督促状を送付するほか、文書や電話による催告を行います。

納期限までに納めていただくようご協力をお願いします。

* コンビニエンスストア、クレジット、スマホアプリ（バーコード決済）での納付の場合は、納付情報がコンビニエンスストア等から市に届くまで2～3週間程度を要するため、納期限後に保育料を納めていただいた場合、督促状が送付されてしまうことがあります。納期限内の納付にご協力ください。



幼児教育・保育の無償化に伴う保育料及び副食費の取り扱いについて

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化がスタートし、3歳以上児（3～5歳児）クラスの保育料が無償化（無料）となりました。無償化にあたって保護者の皆様の特別の手続きは不要です。延長保育料や通園送迎費、食材料費、行事費などの一部の費用は、これまでと同様、保護者の皆様のご負担となります。

* 3歳未満児（0～2歳児クラスは）、無償化後も市が定めた保育料をご負担いただきます。

■副食費の実費負担について【3歳以上児（3～5歳児クラス）が対象】

これまで3歳以上児（3～5歳児）クラスの保育料に含まれていた副食費（おかずやおやつ費用）は、無償化後は保護者の皆様の実費負担となり、利用している施設が定める額を施設にお支払いいただくこととなりました。副食費の額は利用している施設にお問い合わせください。

* 3歳未満児（0～2歳児）クラスは、無償化後も保育料に主食費・副食費が含まれる取り扱いに変更ありません。

■副食費の免除制度について【3歳以上児（3～5歳児クラス）が対象】

無償化後は副食費が実費負担になりましたが、次のいずれかに該当する児童については、副食費が免除になります。

（1）年収360万円未満相当世帯の児童

（2）第3子目以降の児童

この免除にあたり、年収360万円未満相当世帯の児童は手続き不要ですが、第3子目以降の児童は届出が必要です。



児童の状況	副食費免除のための手続き
□ 年収360万円未満相当世帯に属する	不 要
□ 第3子目以降 ^{注)}	「 第3子目以降副食費免除の届出書 」の提出

注) 所得が48万円以下で生計が同一である（税法上、保護者の扶養を受ける）子のうち、第3子目以降の子が対象です。また、保育料等算定対象者の市町村民税額が不明である場合（市町村民税未申告を含む）は、副食費の免除は適用されません。

高崎市２・３号認定子ども保育料基準額

令和６年３月時点

(単位：円)

階層 区分	児童の属する世帯の市町村民税額区分		高崎市保育料月額			
			０～２歳児クラス		３～５歳児クラス	
	定 義		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯		0	0	令和元年１０月からスタートした幼児教育・保育の無償化により、３歳以上児（３～５歳児クラス）の保育料は「０円」です。	
B0	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0		
B1		ひとり親世帯等を除く	0	0		
C0	均等割のみ課税	ひとり親世帯等	0 (0)	0 (0)		
C1		ひとり親世帯等を除く	7,600 (3,800)	7,470 (3,730)		
C2	24,300 円未満	ひとり親世帯等	1,200 (0)	1,170 (0)		
C3		ひとり親世帯等を除く	9,940 (4,970)	9,770 (4,880)		
C4	24,300 円以上	ひとり親世帯等	2,310 (0)	2,270 (0)		
C5		ひとり親世帯等を除く	10,370 (5,180)	10,190 (5,090)		
D1	48,600 円未満	ひとり親世帯等	3,860 (0)	3,790 (0)		
D1		ひとり親世帯等を除く	12,690 (6,330)	12,470 (6,220)		
D2	51,700 円未満	ひとり親世帯等	4,860 (0)	4,770 (0)		
D2		ひとり親世帯等を除く	14,680 (7,240)	14,430 (7,110)		
D3	58,700 円以上	ひとり親世帯等	4,980 (0)	4,890 (0)		
D3		ひとり親世帯等を除く	17,010 (8,310)	16,720 (8,160)		
D3	77,101 円未満	ひとり親世帯等を除く	17,010 (8,310)	16,720 (8,160)		
D3	77,101 円以上	78,000 円未満	17,010 (8,310)	16,720 (8,160)		
D4	78,000 円以上	97,000 円未満	22,950 (10,250)	22,550 (10,070)		
D5	97,000 円以上	114,500 円未満	27,940 (12,470)	27,460 (12,250)		
D6	114,500 円以上	134,100 円未満	33,270 (15,130)	32,700 (14,870)		
D7	134,100 円以上	169,000 円未満	39,430 (18,210)	38,750 (17,900)		
D8	169,000 円以上	242,400 円未満	45,950 (21,470)	45,160 (21,100)		
D9	242,400 円以上	301,000 円未満	48,210 (22,600)	47,390 (22,210)		
D10	301,000 円以上	397,000 円未満	49,960 (23,480)	49,110 (23,080)		
D11	397,000 円以上		51,280 (24,140)	50,400 (23,720)		

令和元年１０月からスタートした幼児教育・保育の無償化により、３歳以上児（３～５歳児クラス）の保育料は「０円」です。

(備考)

- 階層区分は、４月～８月は前年度分の市町村民税額、９月～翌年３月は当年度分の市町村民税額により判定します。
 - 保育料算定に必要な税資料が確認できない場合（市民税未申告の場合を含む）は、階層区分D11の保育料にて仮決定します。
 - 階層区分 B、C、Dに該当するひとり親世帯等とは、ひとり親家庭、在宅障害児（者）を有する世帯が該当します。
 - 階層区分の判定における市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別控除等の税額控除は適用されません。
- 保育料の年齢区分は４月１日現在の年齢により区分します。年度の途中で満３歳に達したとしても、保育料は変わりません。（３歳未満児の年齢区分が適用されます）
- 保育短時間の保育料は、保育標準時間の保育料の▲1.7%、10円未満切捨てとしています。
- ご家庭におけるお子さんが小学校就学前の範囲の中で２人以上おり、その範囲内で１人目が次の対象施設等に入所等している場合は、２人目の保育料はおよそ半額とします（上表の（ ） 内の金額）。

＜対象施設等＞

保育所（園）、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設【第２子の保育料軽減の特例】

世帯の所得割額が57,700円未満（ひとり親世帯等に該当する場合は77,101円未満）かつ、所得が４８万円以下で保護者と生計を一にする子どもが２人以上いる場合、１人目の年齢に関わらず２人目の保育料は半額とします（上表の（ ） 内の金額）。
- 施設を利用しているお子さんがご家庭における第３子目以降であり、所得が４８万円以下で保護者と生計を一にしているきょうだいがいる場合、保育料を無料とします。
- 保育料のほかに、施設設置者が定める必要経費（教材費、送迎費ほか）を徴収される場合があります。詳細は直接、施設にお問い合わせください。

11 個人番号（マイナンバー）

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「子ども・子育て支援法施行規則」の規定に基づき、保育所等の利用手続き（子どものための教育・保育給付認定申請）のときに、「**個人番号（マイナンバー）申告書**」の提出が必要です。

なお、提出の際は、マイナンバーの記載とともに「番号確認」と「本人確認」が必要となりますので、必要な書類を必ず持参してください。

（１）マイナンバーを記載する必要のある方

申請の対象となる子ども、申請者（保護者）及び申請者（保護者）以外の保護者（配偶者等）、同居親族等^注

注）同居親族等が次に該当する場合は、利用調整や保育料算定等に必要であるため、必ず記入をお願いします。

- ・申請の対象となる子ども、祖父母等、生計を同一とする方
- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書等をお持ちの方

（２）窓口で確認する書類

ア 申請者（保護者）の番号確認書類（いずれか１点）

- ・個人番号カード、通知カード^注、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- 注）令和２年５月２５日から通知カードは廃止になりましたが、カードの内容に変更がない場合や正しく変更手続きを行っている場合は、廃止後も個人番号の確認書類として使用できます。

イ 申請者（保護者）または代理で窓口到了した方の本人確認書類

- ・顔写真付きの証明書
（個人番号カード、運転免許証、パスポート、障害者手帳、在留カードなどから１点）
- ・顔写真付きの証明書をお持ちでない方は、健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書などから２点

* 代理人（申請者（保護者）以外の方（配偶者含む））が申請書を提出する場合は、委任状の提出が必要です。「個人番号（マイナンバー）申告書」中段の委任状に必要事項を記入してください。

* 市役所窓口で手続きをされない方（郵送、保育所等へ提出）は、「個人番号（マイナンバー）申告書」に上記確認書類の写しを漏れなく添付し、封筒に入れ、密閉し提出してください。

〔個人番号（マイナンバー）を記載いただくことで以下の書類の提出が不要となります〕

- ① 令和５年１月１日または令和６年１月１日時点で高崎市に住民登録が無い方は、保育料算定に係る「所得課税（非課税）証明書（控除記載あり）」の提出が不要になります。
- ② 「同居の在宅障害児（者）のいる家庭の保育料認定について」を提出される方は、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「特別児童扶養手当証書」の写しの添付が不要になります。

個人番号カード



表面

裏面

通知カード



* 記載事項が最新でない通知カードは、個人番号の確認書類として使用できません。

12 よくある質問



番号	項目	質問	回答
1	入所について	幼稚園、保育所（園）、認定こども園の違いはなんですか？	幼稚園は、就学前のお子さんに教育を提供することを目的とした教育施設です。保育所（園）は、仕事や病気などの理由で保護者に代わって保育を提供する児童福祉施設です。認定こども園は、教育と保育を一体的に提供する施設で、幼稚園と保育所（園）の両方の良さを併せ持った施設と言えます。
2		仕事に就くのが先か、保育所等に入所させるのが先か、よくわかりません。	保育所等では、求職活動中でも3ヵ月間の利用が認められています。よって、保育所等に入所後3ヵ月以内に、月64時間以上の仕事に就けば、継続して利用することが可能です。
3		現在、市外に居住しています。今後市内に転入予定ですが、申し込みは可能ですか。	可能です。ただし、入所月の1日時点で本市に住民登録が無い場合は申し込みが無効となります。 ※転入手続きが1日以降になる場合でも、異動日が1日ならば申し込みは有効です。
4		申し込みの際に、就労証明書が間に合いません。どうすれば良いですか。	就労証明書等の保育が必要であることを証する書類を希望の受付期間中に提出できない場合は、保育課または各支所市民福祉課の窓口にて「事実申立書」を記入することで受付は可能です。ただし、書類不備の点から、選考上不利になる場合もあります。書類が整い次第、速やかに提出してください。
5		保育所等の空き状況の詳細（具体的な受入可能人数）を教えてください。	各受付期間における保育所等の空き状況は、市ホームページで公開しておりますが、具体的な人数についてはお答えしておりません。希望する保育所等へ直接お問い合わせください。
6		希望の保育所等に空きがないのですが、申し込みはできますか。	申し込みは可能ですが、空きが生じるまでの間の利用調整は行われません。
7		申込書に第1希望の保育所等のみを記入した人と第2希望以降も記入した人がいた場合、選考における指数上で影響がありますか。	影響ありません。
8		転入予定で申し込みを行いたいのですが、すでに高崎市に住所を有している人と選考における指数上で影響がありますか。	影響ありません。
9		選考の結果、入所が叶わなかったのですが、申し込みの有効期間はいつまでですか（次回以降の選考もされますか）。	有効期間は、最初に申し込みを行った受付期間を含め12回の受付期間が経過するまで有効です。有効期間終了後は、新たに申し込みが必要です。
10		現在、保育所等を利用している子がいて、下の子の出産を予定しています。出産後、下の子の育児休業取得を予定していますが、現在利用している子は継続利用できますか。また、継続利用にあたって育児休業期間の上限はありますか。	兄弟が保育所等を既に利用していて、出産に伴い育児休業を取得した場合、継続利用は可能です。なお、継続利用にあたって育児休業期間の上限はありません。 ※上記は本市独自の取り扱いです。 他の市町村では、育児休業取得期間が1年まで（保育所等に入れない場合は1年半まで）に限り、兄弟の継続入所を認めている例もあります。
11		現在、保育所等を利用していますが、市内で引っ越しが決まりました。転居先の近隣の保育所等に移りたいのですが、転園の申し込みはできますか。	できます。 受付期間中に「保育関係施設変更（転園）希望申請書」を保育課または各支所市民福祉課に提出してください。申請書は窓口のみでお渡ししています。 なお、現在利用している保育所等は、転園の申請を行っても、転園先の施設の利用が内定とならない限り、引き続き利用することができます。 また、選考の結果、転園が叶わなかった場合でも、最初に申し込みを行った受付期間を含め12回の受付期間が経過するまで有効です。有効期間終了後は、新たに申し込みが必要です。

番号	項目	質 問	回 答
12	入所について	転園が内定となりましたが、都合により内定を取下げることができますか。	内定の取下げは行えますが、転園が内定すると、それまで利用していた保育所等は、内定した月の前月末をもって退所となります。
13		出生前でも申し込みができますか。	出生前のお子さんも母子健康手帳交付後であれば申し込みができます。
14		0歳児で申し込む場合、生後何か月から入所ができますか。	入所可能な月齢は各保育所等によって異なります。申し込みにあたっては、入所を希望する月において、お子さんが希望する保育所等の受入可能月齢を満たしているか確認してください。満たしていない場合は申し込みの受け付けはできません。
15		育児休業期間を延長するため、内定となった入所月を変更することができますか。または、入所月を変更せず、育児休業中入所に変更することができますか。	内定後に「育児休業期間を延長（復職月を先送り）する場合」、「離職した場合」には、その内定は取消しとなり、改めて申し込みが必要です。ただし、予約申込制度による入所申し込みでなければ、育児休業期間中においても入所を認めているため、入所月を変更せずに入所することができます（番号16参照）。
16		育児休業期間中に育児休業対象児童を入所させることができますか。	本市では、育児休業期間中においても育児休業対象児童の入所を認めています（ <u>みなし育児休業の対象児童は除く</u> ）。なお、この場合の入所申し込みについては、予約申込制度の利用はできません。 例：育児休業終了日が12月〇〇日であるが、5か月前の7月から入所する。 ※上記は本市独自の取り扱いです。
17		きょうだい同時に保育所等の利用を考えています。書類は申し込む人数分必要ですか。	お子さん1人につき、1部、申込書類が必要です。ただし、きょうだいの同時申し込みの場合、保育が必要であることを証する書類（就労証明書等）については、原本は1部（上の子が原本、下の子がコピー）で構いません。
18		現在、市内に住民登録があります。市外の保育所等の利用（申し込み）ができますか。（広域入所の申し込み）	市外の保育所等を利用（広域入所）する場合、保育を必要とする事由（就労等）以外に保育所等が所在する市町村が定める要件に適合することが必要です。また、受付期間等も本市と異なります。まずはご相談ください。
19		市外に転出予定で、転出後、転出先の保育所等を利用したいので、申し込みを行うにはどうすれば良いですか。	転出先の市町村に直接申し込みをする場合と、本市を経由して転出先の市町村へ申し込みをする場合があります。まずは、転出先の市町村へ連絡し、申し込みの方法について確認してください。 なお、本市を経由して申し込みをする場合は、書類のやり取りに期間を要しますので、余裕をもってお手続きください。
20	認定について	子どものための教育・保育給付認定通知書が市から届きました。認定期間が小学校就学前までではなく、途中の期間までになっているのはなぜですか。	認定通知書の期間が小学校就学前までとなっていない理由は、主に以下のとおりです。ご不明な点がある場合にはお問い合わせください。 ・お子さんが満3歳未満のお子さん（3号認定）である（3号認定のお子さんの場合、3歳の誕生日の前日に2号認定に切り替わることから3号認定の期間を3歳の誕生日の前々日までとしています。） ・出産や育児休業の取得予定があり、途中で保育必要事由（労働から出産、育休等）が変わる予定がある。 ・疾病等で入所するため、提出された診断書において、保育が不可能である期間に定めがあるなど、途中で保育必要事由等が変わる可能性がある。 ・求職中である（認定期間を3か月間としています。）。
21		労働における保育標準時間認定と保育短時間認定の一般的な判断基準を教えてください。	提出された就労証明書から、月の勤務時間（休憩時間を含む拘束時間）と往復の通勤時間を足した時間が父母ともに120時間以上の場合、保育標準時間認定としています。これに満たない場合は保育短時間認定としています。 ただし、保育短時間認定となった場合でも、勤務時間が、園の定めるコアタイム（保育短時間認定の利用時間）を超えてしまうことが就労証明書で確認できる場合やそのほか特別な事情が認められる場合には、申請により保育標準時間への変更を認めています。詳しくはお問い合わせください。
22		認定こども園を利用しています。1号認定から2号認定、または2号認定から1号認定への変更は可能ですか。	1号認定と2号認定でそれぞれ定員が定められているため、定員に余裕があり利用している認定こども園の了解が得られれば、変更は可能です。変更にあたっては申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

番号	項目	質 問	回 答
23	保育料について	同居の祖父母がいます。保育料の算定基礎となる市民税所得割額は同居の祖父母も含まれますか。	原則として父母の市町村民税所得割額の合計額により算定します。ただし、父母とも非課税かつ子および父母が、父母の収入のみで生計を維持していると認められない場合は、同居の祖父母等の扶養義務者のうち、最も収入の多い人の市民税所得割額を父母の税額に加えます。なお、この場合、同居の祖父母等と世帯分離しても保育料の算定は変わりません。
24		保育料の算定において、住宅取得控除（住宅借入金特別控除）やふるさと納税控除（寄付金控除）等の税額控除が適用されないのはなぜですか。	税額控除（調整控除を除く）は、人的控除と異なり所得能力を直接反映するものではないことを踏まえ、保育料の算定上反映させないこととなっています。
25		保育所の保育料を口座振替にしたいのですが、どうすればよいですか。	口座振替ができる金融機関（14ページ〔口座振替について〕参照）の窓口にて手続きをお取りください。
26		口座振替の手続きを行いました。手続きの完了について、何か通知が来ますか。また、何月分の保育料から口座振替が開始されますか。	納税課より送付される「口座振替等開始通知」をもって手続きが完了したお知らせとしています。口座振替は手続きを行った翌月分の保育料から開始されます。
27		既に入所している上の子の保育料は口座振替しています。今回下の子が新たに入所しますが、下の子について改めて口座振替の手続きが必要ですか。	既に入所しているきょうだいが口座振替を利用している場合でも、新たに入所したお子さんについては、別途口座振替の手続きが必要です。
28		口座振替の手続きが完了したのに振替が開始されません。なぜですか。	振替が開始されない理由として口座振替依頼書に記入した「納付義務者名」と保育所等の利用申込書に記入した「保護者名」が一致していないことが考えられます。この場合、次のいずれかの手続きを行う必要があります。 ①「保護者名」で改めて口座振替の手続きを行う。 ②保育所等の利用申込書に記入した「保護者名」を「納付義務者名」に変更する。
29	その他	東京に本社を有する会社の高崎支店に勤務しています。就労証明書の証明者は高崎支店の支店長で良いですか。	証明者は、原則事業主（代表者）としますが、就労先において就労者の就労内容が証明できる職責のある方（営業所長、店長、課長等）でも構いません。
30		提出する証明書等は、市に書類を提出する日において、発行から何日以内のものであれば受付できますか。	内容に変わりがなければ、発行から3か月以内です。
31		就労先から高崎市の様式と違う就労証明書を渡されました。こういった証明書でも受け付けてもらえますか。	市様式の項目をすべて網羅していれば受け付けることができます。
32		希望する保育所等に空きがなかったため、申込受付期間中に保育所等の申し込みをしませんでした。育児休業を延長するために職場から「保育所等に入れなかったことがわかる証明書が必要」と言われましたが、発行してもらえますか。	育児休業の延長に係る書類は、あらかじめ入所の申し込みがされていて、申込書の表面下段にある「希望施設への入所が叶わなかった場合、就労先やハローワークに提出する育児休業期間の延長に係る書類が必要ですか」の欄で希望されている場合に発行しておりますので、事前に申し込みがされていない場合は発行することはできません。

13 入所後の届出・手続き等

入所後に、申し込み内容に変更が生じたとき及び退所するときは、以下の手続きが必要です。

（1）申し込み内容に変更が生じたとき

□提出書類：「認定事項変更（申請・届出）書」

* 変更に必要な添付書類は上記様式の裏面を参照してください。

* 様式は市内保育所等、保育課または各支所市民福祉課に備え付けているほか、高崎市ホームページ（保育課ページ）内でダウンロードいただけます。

□提出期限：変更後すみやかに

* 毎月25日までに申請・届出をされた場合、原則翌月1日から変更内容が適用されます。

□提出先：利用中の市内保育所等、保育課または各支所市民福祉課

□具 体 例：①住所の変更

②保育の必要事由の変更（労働から求職活動、労働から妊娠・出産など）

③保育必要量の変更（就労先・就労時間（日数）等の変更）

④世帯状況の変更（婚姻、離婚、世帯員の増減、保護者の変更など）

⑤就労先の変更

（２）退所するとき

□提出書類：「認定取消申請書・保育の実施解除申請書」

*様式は市内保育所等、保育課または各支所市民福祉課に備え付けているほか、高崎市ホームページ（保育課ページ）内でダウンロードいただけます。

□提出期限：退所する月の２０日

*期日までに提出いただけない場合、翌月分の保育料を負担していただく場合があります。

*月途中の退所であっても、保育料は月額をご負担いただきます（日割計算は行いません）。

□提 出 先：現在利用中の保育所等、保育課または各支所市民福祉課

（３）転園を希望するとき

□提出書類：「保育関係施設変更（転園）希望申請書」

*様式は保育課または各支所市民福祉課窓口に備え付けています。

□提出期限：転園を希望する時期に対応する受付期限による

□提 出 先：保育課または各支所市民福祉課

14 その他

【申請書類のダウンロード】

高崎市ホームページ（保育課ページ）では、各保育所（園）・認定こども園の紹介や申請書類（「子どものための教育・保育給付認定申請書（２・３号認定用）（兼）保育所等利用申込書（保育児童台帳・家庭調査票）」、「保育関係施設変更（転園）希望申請書」を除く）の掲載等を行っています。

(<https://www.city.takasaki.gunma.jp/soshiki/hoiku.html>)



【保育情報サイト】

高崎市では地域の子育て情報全般を集めた以下の情報サイトを開設しております。

◆たかさき子育て応援情報サイト「ちゃいたか」

公園や子育て支援施設の情報、子ども連れで行ける飲食店など、子育て中の人にうれしいさまざまな情報を発信しています。

(<https://takasaki-kosodate.jp>)



◆高崎市生涯学習情報サイト「まなびネットたかさき」

高崎市の公民館、教育・文化施設での講座・教室・展覧会のほか、高崎市内の子育てサークル・団体の情報などを見ることができます。

(<http://takasaki.manabi365.net>)



記入例

※ 表裏とも太枠の中を必ず記入してください。
 ※ □のある項目は、該当箇所には○をしてください。
 ※ 記入もれや不備等がある場合、選考上不利になる場合があります。

(表面)

令和5(6)年1月1日に高崎市以外に居住していた方は「令和5(6)年度市町村民税課税(非課税)額証明書(控除記載あり)」の提出が必要となります場合があります。

「保護者(申請者)」は、保育所等の利用開始時点で高崎市に住民登録のある方を記入してください。

第4希望以降の希望施設がある場合は、別紙(様式任意)に記入して、申請書に添付してください。

平日及び土曜日において、申請に係る子どもを保育所等に預ける必要のある基本的な時間を記入してください。

申請に係る子どもを含み同居人(保護者含む)を全て記入してください。※住民登録上、世帯分離されている方も、同居である場合は必ず記入してください。

きょうだいで申し込みを行う方は必ず記入してください。

【新規用】 子どものための教育・保育給付認定申請書(2・3号認定用) (兼)保育所等利用申込書(保育児童台帳・家庭調査票)

(宛先) 高崎市長・高崎市福祉事務所長

以下の事項に同意し、子どものための教育・保育給付認定申請及び保育所等の利用を申込みます。

[申請にあたっての同意事項]

・子どものための教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報(申請に係る子どもの同一生計者の情報を含む。)及び世帯情報を閲覧すること。

また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、利用する保育所等に対して提供すること。

・申請書等に記載した事項について、利用調整や教育・保育の運営に必要と認められる場合に、利用を希望または利用する保育所等に提供すること。

・子どものための教育・保育給付は、保護者に代わり利用する保育所等が受領すること。

・翌年度の保育所等の利用に係る子どものための教育・保育給付認定申請については、認定事務が集中し審査等に時間を要するため、その結果について、今年度末までに通知されること。

・記載内容が事実と相違した場合は、申請を取り消すことがあること。

申請日	令和○年○○月○○日				
現住所	〒370-●●●●市○○町○○番地 高崎				
● 本年1月1日の住所	□ 同上 前橋市○○町○○番地1				
(申請に係る子ども)	フリガナ	タカサキ タロウ	電話番号	緊急連絡先	
	氏名	高崎 太郎	027-0000-XXXX	父の携帯電話番号 (090-1234-00XX)	
	生年月日	平成**年○○月●●日		母の携帯電話番号 (080-3456-00XX)	
	フリガナ	タカサキ ジロウ	申請時の年齢	性別	(祖母)の携帯電話番号 (090-7890-00XX)
	氏名	高崎 二郎	1	男・女	
	生年月日	令和**年△△月○○日	申請に係る子どもは何人きょうだいのお番目のお子さんですか。		3人きょうだいの2番目
利用希望施設	順位	施設名	見学の済・未	順位	施設名
	第1希望	○○こども園	済	第3希望	△△保育園
	第2希望	■■保育所	済	※第4希望以降の施設がある場合は、順位、施設名、見学の済・未を別紙(任意)に記入して申請書に添付してください。 ※市内施設と市外施設を併願することはできません。	
利用希望期間	令和7年 4月 1日 から		□ 小学校就学前まで □ 年 月 日 まで		
必要な利用時間	平日	(8:30 から 18:00 まで)	土曜日	□ 必要なし □ 必要(: から : まで)	
申請に係る子どもの同居人	氏名	児童との続柄	申請時の年齢	性別	入所時 ^(*) の職業(勤務先)・学校・保育所等
	高崎 二郎	本人			
	高崎 太郎	父	31	男	会社員(○○(株)) ※就労先への通勤時間(往復): 1時間 20分
	高崎 花子	母	32	女	パート(■■ショップ) ※就労先への通勤時間(往復): 時間 30分
	高崎 一郎	兄	8	男・女	○○小学校2年
	高崎 三郎	弟	0	男・女	○○こども園申込中
	高崎 梨男	祖父	62	男・女	無職
高崎 梅子	祖母	58	男・女	パート(○○薬局)	
(*)入所時とは利用希望期間の期初のことをいいます。					
家庭の状況	□ ひとり親家庭 □ 障害児(者)のいる世帯(氏名:) □ 左記以外				
生活保護の状況	□ 受けていない □ 受けている(年 月 日保護開始)				
*育児休業の取得を予定されている場合、必ず右欄に○をしてください。	希望施設への入所が叶わなかった場合、就労先やハローワークに提出する育児休業期間の延長に係る書類が必要です。				□ 必要 □ 必要ない
*きょうだいで同時に申込されている場合、必ず右欄に○をしてください。	*a・b・cのいずれか1つに○を入れてください。 a □ きょうだいが共に利用できる場合のみ利用を希望する。 【以下の希望する選択肢にも○を入れてください。】 ① □ 希望順位が低くても、同じ施設を利用できる場合のみ利用を希望する。 ② □ 別々の施設でも、それぞれの子どもの希望順位の高い施設の利用を希望する。 b □ きょうだいのうち、1人だけでも利用を希望する。 c □ その他(きょうだいの組合せについて、詳細に記載してください。) []				
* 表裏とも太枠の中を必ず記入(○)してください。記入漏れ等により利用調整の際、不利になる場合がありますのでご注意ください。 * 利用希望施設欄において第2希望以降の記載がない場合は、保護者にその他の施設利用の意思がないものとみなします。					

(裏面)

健康状態に特記事項がある場合は、必ず記入してください。

※未出生での申請の場合、記入は不要ですが、出生後、健康状態にご心配がある場合は市へご連絡ください。

父または母が児童と同居していない場合、この欄に記入してください。

保護者が扶養する同居していない兄・姉がいる場合、この欄に記入してください。

申請に係る子ども、もしくは下の子の産休・育休の状況(予定)をこの欄に記入してください。
※申し込み時点で既に終了している育児休業等の記入は必要ありません。

① 保育を必要とする父母の状況について、該当する部分に記入(☑)してください。

保育が必要な事由	父	☒ 就労 ☐ 病気 ☐ 障害 ☐ 介護 ☐ 通学 ☐ 求職中 ☐ 災害の復旧
	母	☒ 就労 ☐ 病気 ☐ 障害 ☐ 介護 ☐ 通学 ☐ 求職中 ☐ 出産 ☐ 災害の復旧

② 申請に係る子どもの申請時点での状況等について、該当する部分に記入(☑)してください。

申請に係る子どもの現在の保育状況	☐ 父または母が自宅で保育 ☐ (父方・母方)の祖父母が保育 ☐ 父または母が仕事をしながら保育 ☐ 保育所に入所(保育所名:) ☒ 母が産休中・父または母が育休中 ☐ その他()
申請に係る子どもの健康状態	☒ 健康 ☐ アレルギー(内容:) ☐ 障害(身体障害者手帳____級・療育手帳____級・特別児童扶養手当____級) ☐ その他(児童の健康・発育状態等、集団保育を受けるにあたり心配なことがある場合、必ず記入してください。) []
申請に係る子どもの小学校就学前のきょうだいの状況	☐ 保育所等(保育所等名:) ☐ (父方・母方)の祖父母が保育 を利用中 ☒ 保育所等(保育所等名: ○○こども園) ☒ その他(育休中のため家庭保育) に申込中

③ 父または母が申請に係る子どもと同居していない場合、その状況について記入(☑)してください。

フリガナ		住所
同居していない者の氏名		
生年月日	年 月 日 (続柄:父・母)	
*死別の場合、上記内容は記入不要。		
同居していない理由	死別・離婚・単身赴任・調停中・未婚・その他(理由:)	
上記の理由となった年月日	年 月 日	
児童扶養手当	☐ 受給していない ☐ 受給している (年 月 日から)	

④ 保護者とは別住所で、保護者と生計を一にする申請に係る子どもの兄または姉がいる場合、その状況について記入(☑)してください。

フリガナ	子どもとの続柄	住 所
氏 名		
		生年月日 年 月 日
別住所の理由 ☐ 就学 ☐ その他 ()		
フリガナ	子どもとの続柄	住 所
氏 名		
		生年月日 年 月 日
別住所の理由 ☐ 就学 ☐ その他 ()		

⑤ 祖父母の状況について(同居・別居ともに)記入してください。いない場合は不存在の欄に☑をしてください。

	不存在	氏 名	申請時の年齢	住 所
父方	祖父	☐ 高崎 梨男	62	高崎市○○町○○番地
	祖母	☐ 高崎 梅子	58	同上
母方	祖父	☒		
	祖母	☐ 群馬 鶴子	62	前橋市□□町△△番地

⑥ 申請時点での産前産後休暇・育児休業の取得状況(予定含む)を記入してください。

産休・育休の取得状況(予定含む)	出産日または出産予定日	令和** 年 4 月 11 日		
	産前産後休暇期間	令和**年 2 月 19日 から 令和**年 5 月 6日		
	育児休業期間(*) (父)	令和**年 5 月 7日 から 令和**年 4 月 10日		
	育児休業期間(*) (母)	令和**年 5 月 7日 から 令和**年 4 月 10日		
	(*)育児休業を取得しない場合は記入不要です。			

-23-

市内保育所(園)・認定こども園一覧

地域	区分	施設名	保育 利用 定員 (人)	郵便番号	住 所	電 話	入所受入 可能月	開 所 閉 所 時 刻				平日 開所 時間	平日 11 時 間 超 開 所	子 育 て 支 援 セ ン ター	一 時 預 かり	休 日 保 育
								平 日		土 曜						
								開所	閉所	開所	閉所					
市街地 周辺	こども園	高 崎 保 育 所	100	〒370-0058	九蔵町75	☎322-5955	産休明け	7:30	19:00	8:00	18:00	11:30	◎			
	私立	愛 隣 保 育 園	100	〒370-0069	飯塚町631	☎361-3723	2か月	7:30	19:00	8:00	17:00	11:30	◎			
	私立	若 葉 保 育 園	60	〒370-0834	南町1-5	☎322-0205	産休明け	7:00	20:00	7:30	17:30	13:00	◎			
	私立	成 田 山 保 育 園	90	〒370-0812	成田町23	☎325-4171	産休明け	7:30	18:30	7:30	14:00	11:00				
	私立	観 光 保 育 園	120	〒370-0043	高関町13-1	☎323-4347	産休明け	7:00	19:00	8:30	17:30	12:00	◎			
	こども園	慈 光 こ ど も 園※	60	〒370-0053	通町90-1	☎323-4002	産休明け	7:00	19:30	8:30	18:00	12:30	◎	◎		
	こども園	慈 光 こ ど も 園 分 園	30	〒370-0053	通町140-14	☎323-4002	産休明け	7:00	19:30	8:30	18:00	12:30	◎			
	私立	慈 光 な い ろ 保 育 園	60	〒370-0824	田町71-1	☎323-4018	産休明け	7:00	19:00	8:30	18:00	12:00	◎			
	こども園	法 輪 寺 ブ ロ ッ サ ム ガーデン	75	〒370-0055	羅漢町72-3	☎322-0831	産休明け	7:30	19:30	8:00	16:00	12:00	◎			
	私立	法 輪 寺 第 二 保 育 園	30	〒370-0055	羅漢町69	☎395-0860	産休明け	7:30	19:30	8:00	16:00	12:00	◎			
	私立	せ ん だ ん 保 育 園	45	〒370-0802	並榎町393-2	☎322-2160	3か月	7:30	18:30	8:00	15:00	11:00				
	こども園	い ず 海 第 一 こ ど も 園	131	〒370-0046	江木町163-6	☎326-1783	産休明け	7:30	19:30	7:30	19:30	12:00	◎	◎		◎
	私立	い ず 海 保 育 園	30	〒370-0046	江木町476-1	☎384-4373	産休明け	7:30	19:30	7:30	19:30	12:00	◎			
	私立	ひ ば り 保 育 園	60	〒370-0045	東町253	☎322-6109	4か月	7:30	19:00	7:30	14:00	11:30	◎			
	私立	お ひ さ ま 飯 塚 保 育 園	90	〒370-0069	飯塚町733-6	☎362-7408	2か月	7:10	18:40	7:10	17:00	11:30	◎	◎		
	こども園	明 徳 幼 稚 園	75	〒370-0053	通町75	☎322-6370	6か月	7:00	19:00	7:00	15:00	12:00	◎			
	こども園	高崎商科大学佐藤幼稚園	40	〒370-0803	大橋町18-1	☎323-9512	1歳児以上 (1歳6か月～)	7:30	18:30	7:30	13:30	11:00				
中 川 ・ 新高尾・ 京ヶ島 方面	公立	中 川 保 育 所	105	〒370-0071	小八木町37-1	☎361-2405	2か月	7:30	18:30	7:30	13:00	11:00		◎		
	公立	新高尾北部保育所	90	〒370-0001	中尾町925-1	☎362-0076	2か月	7:30	18:30	7:30	13:00	11:00				
	公立	新高尾南部保育所	90	〒370-0018	新保町855-2	☎362-0112	2か月	7:30	19:00	7:30	17:00	11:30	◎			
	公立	京 ケ 島 保 育 所	139	〒370-0015	島野町543-1	☎352-2926	2か月	7:30	19:00	7:30	17:00	11:30	◎			
	こども園	貝 沢 保 育 園	90	〒370-0042	貝沢町1-13	☎362-3030	2か月	7:30	19:00	7:30	15:30	11:30	◎			
	こども園	星 の 子 み の り こ ど も 園	60	〒370-0042	貝沢町2150	☎384-2352	2か月	7:30	19:00	7:30	15:30	11:30	◎			
	こども園	上 大 類 こ ど も 園	90	〒370-0031	上大類町972	☎352-3354	6か月	7:15	18:45	7:15	13:00	11:30	◎			
	私立	三 恵 保 育 園	170	〒370-0004	井野町356	☎361-7595	3か月	7:30	19:00	7:30	15:00	11:30	◎			
	こども園	ひ ょ こ ブ リ ス ク ール	127	〒370-0018	新保町297-1	☎363-3145	10か月	7:00	19:00	7:00	19:00	12:00	◎			
	こども園	ひ ょ こ ブ リ ス ク ール 分 園	30	〒370-0015	島野町1368	☎393-6297	10か月	7:00	19:00	7:00	19:00	12:00	◎			
	こども園	中 川 幼 稚 園	130	〒370-0005	浜尻町614	☎362-4175	産休明け	7:30	19:00	7:30	13:00	11:30	◎			
	こども園	東 部 文 化 幼 稚 園	125	〒370-0041	東貝沢町2-5-10	☎361-0740	6か月	7:30	18:30	8:00	16:00	11:00				
倉 賀 野 ・ 岩 鼻 ・ 滝 川 方面	公立	倉 賀 野 保 育 所	133	〒370-1201	倉賀野町2313-1	☎346-2302	2か月	7:30	19:00	7:30	17:00	11:30	◎			
	公立	大 類 保 育 所	90	〒370-0036	南大類町538-6	☎352-2924	2か月	7:30	18:30	7:30	13:00	11:00				
	公立	岩 鼻 保 育 所	93	〒370-1205	栗崎町409-2	☎346-2356	2か月	7:30	18:30	7:30	13:00	11:00				
	公立	群 南 南 部 保 育 所	69	〒370-1207	綿貫町130-1	☎352-2923	2か月	7:30	18:30	7:30	13:00	11:00				
	公立	滝 川 保 育 所	90	〒370-0026	下滝町744-2	☎352-2930	2か月	7:30	18:30	7:30	13:00	11:00				
	こども園	城 東 ゆ め の 実 こ ど も 園	90	〒370-0854	下之城町488-1	☎323-2825	6週	7:30	19:00	7:30	18:00	11:30	◎			
	こども園	上 中 居 こ ど も 園	100	〒370-0851	上中居町1782	☎352-0046	3か月	7:30	18:30	7:30	13:00	11:00				
	こども園	は ち の 木 こ ど も 園	270	〒370-0857	上佐野町609	☎323-0841	2か月	7:15	19:15	7:15	19:15	12:00	◎	◎	◎	
	こども園	は ち の 木 こ ど も 園 分 園	45	〒370-0856	佐野窪町22-1	☎384-3034	2か月	7:15	19:15	7:15	19:15	12:00	◎			
	私立	お ひ さ ま 倉 賀 野 保 育 園	130	〒370-1201	倉賀野町194	☎346-3899	2か月	7:00	19:00	7:00	18:00	12:00	◎	◎	◎	
	私立	矢 中 保 育 園	110	〒370-1203	矢中町302-4	☎352-5927	6か月	7:30	18:00	7:30	18:00	10:30				
	こども園	杉 の 子 保 育 園	115	〒370-0852	中居町4-24-1	☎352-3433	8か月	7:30	18:30	7:30	16:00	11:00				
	こども園	中 居 幼 稚 園	195	〒370-0852	中居町3-33	☎352-1721	3か月	7:30	18:30	8:30	16:30	11:00			◎	
	こども園	み ど り 幼 稚 園	90	〒370-0855	下佐野町740-2	☎347-7287	2か月	7:30	19:00	7:30	16:00	11:30	◎			
	こども園	上 滝 こ ど も 園	90	〒370-0027	上滝町619-2	☎388-8527	2か月	7:30	19:00	7:30	16:30	11:30	◎			
	こども園	高 南 幼 稚 園	20	〒370-1207	綿貫町346-2	☎346-6036	2歳児以上	7:30	18:30	8:00	13:00	11:00				
	こども園	高 崎 天 使 幼 稚 園	45	〒370-1203	矢中町159-1	☎346-5011	1歳児以上 (1歳6か月～)	7:30	18:30	8:30	12:30	11:00				
石 原 ・ 片 岡 ・ 南 八 幡 方面	私立	白 菊 保 育 園	60	〒370-0867	乗附町1796	☎322-1634	5か月	7:30	19:00	7:30	16:00	11:30	◎			
	こども園	ひ だ ま り こ ど も 園	60	〒370-0864	石原町1245	☎325-4524	産休明け	7:00	19:00	7:30	17:30	12:00	◎	◎		
	こども園	石 原 か が や き こ ど も 園	110	〒370-0864	石原町3960	☎323-3919	2か月	7:00	19:00	8:00	17:00	12:00	◎		◎	◎
	私立	片 岡 中 央 保 育 園	90	〒370-0862	片岡町2-1-5	☎322-8554	3か月	7:00	19:00	7:00	18:00	12:00	◎			
	こども園	片 岡 ナ ー サ リ ー	110	〒370-0862	片岡町3-27-7	☎326-2201	4か月	7:30	19:00	7:30	15:00	11:30	◎			
	こども園	山 名 双 葉 こ ど も 園	70	〒370-1213	山名町1712-1	☎346-0111	5か月	7:30	19:00	8:00	13:30	11:30	◎			
	こども園	真 明 こ ど も 園	80	〒370-0864	石原町1552	☎326-3829	産休明け	7:00	19:00	7:30	17:30	12:00	◎			
	私立	城 山 保 育 園	90	〒370-0866	城山町1-28-11	☎323-7689	6か月	7:30	18:30	7:30	14:00	11:00				
	こども園	櫻 丘 幼 稚 園	20	〒370-0864	石原町3685-2	☎326-2200	1歳児以上	7:30	18:30	7:30	13:30	11:00				

※掲載している内容は、令和6年3月現在の令和6年4月の予定内容に基づき作成しています。ご覧いただいた時点で変更となっている場合がありますのでご了承ください。
※慈光こども園は、園舎改築のため、新園舎が完成するまでの間は仮設園舎(東町)での受入となる期間がございます。詳細は施設へ直接お問い合わせください。

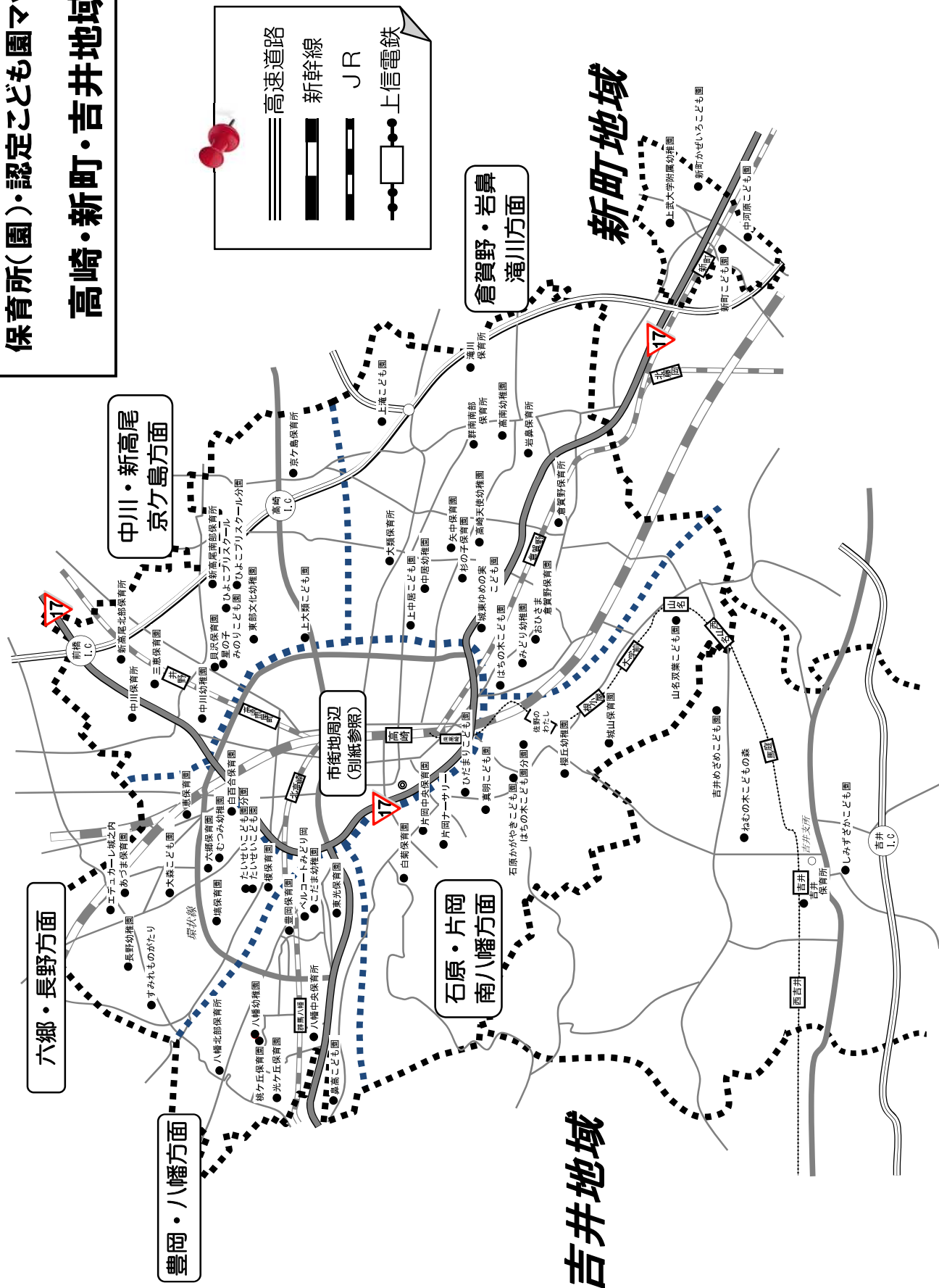
市内保育所(園)・認定こども園一覧

地域	区分	施設名	保育 利用 定員 (人)	郵便番号	住 所	電 話	入所受入 可能月	開 所 閉 所 時 刻				平日 開所 時間	平日 11 時 間 超 開 所	子 育 て 支 援 セ ン ター	一 時 預 かり	休 日 保 育
								平 日		土 曜						
								開所	閉所	開所	閉所					
豊岡・八幡方面	公立	八 幡 中 央 保 育 所	95	〒370-0884	八幡町170-2	☎323-2313	2か月	7:30	18:30	7:30	13:00	11:00				
	公立	八 幡 北 部 保 育 所	70	〒370-0886	下大島町213	☎343-2911	2か月	7:30	18:30	7:30	13:00	11:00				
	私立	東 光 保 育 園	80	〒370-0873	下豊岡町109-2	☎325-8819	産休明け	7:05	18:45	7:15	15:00	11:40	◎			
	こども園	ベルコートみどり岡	130	〒370-0873	下豊岡町1353-1	☎323-4397	2か月	7:00	19:00	7:00	19:00	12:00	◎	◎	◎	
	私立	豊 岡 保 育 園	50	〒370-0871	上豊岡町1008-1	☎343-0231	10か月	7:30	18:30	7:30	12:30	11:00				
	こども園	桃 ケ 丘 保 育 園	75	〒370-0883	剣崎町409-3	☎343-5367	3ヶ月	7:30	19:00	8:00	16:00	11:30	◎			◎
	私立	光 ケ 丘 保 育 園	90	〒370-0884	八幡町902	☎343-2224	6か月	7:30	18:30	7:30	14:30	11:00				
	こども園	鼻 高 こ ど も 園	70	〒370-0868	鼻高町48-5	☎322-5252	2か月	7:30	19:00	7:30	15:00	11:30	◎			
	こども園	こ だ ま 幼 稚 園	60	〒370-0873	下豊岡町242-2	☎326-3055	10ヶ月	7:30	18:30	8:00	15:00	11:00				
	こども園	八 幡 幼 稚 園	20	〒370-0883	剣崎町409-4	☎343-3908	2歳児以上	7:30	19:00	8:00	14:00	11:30	◎			
六郷・長野方面	私立	白 百 合 保 育 園	70	〒370-0074	下小島町1255	☎361-2923	2か月	7:15	18:45	7:15	17:00	11:30	◎			
	私立	六 郷 保 育 園	60	〒370-0077	上小塙町1088-2	☎361-7006	3か月	7:30	18:30	7:30	18:00	11:00			◎	
	私立	塙 保 育 園	50	〒370-0076	下小塙町387	☎343-3294	3か月	7:30	19:30	7:30	15:00	12:00	◎			
	こども園	すみれものがたり	110	〒370-0086	沖町212-1	☎344-1130	3か月	7:30	19:00	8:00	17:00	11:30	◎			
	私立	あ づ ま 保 育 園	140	〒370-0081	浜川町2046	☎343-1693	2か月	7:00	19:00	7:00	18:00	12:00	◎	◎	◎	
	私立	恵 保 育 園	70	〒370-0074	下小島町286	☎362-0134	産休明け	7:30	19:00	7:30	18:00	11:30	◎			
	私立	榎 保 育 園	45	〒370-0801	上並榎町1150-1	☎361-2617	産休明け	7:30	19:00	8:15	17:15	11:30	◎			
	こども園	大 森 こ ど も 園	160	〒370-0077	上小塙町613	☎343-4154	4か月	7:15	18:45	7:15	15:00	11:30	◎			
	こども園	エデュカール城之内	170	〒370-0081	浜川町249-3	☎343-1676	2か月	7:00	19:00	7:30	17:00	12:00	◎			
	こども園	たいせいこども園	120	〒370-0076	下小塙町569	☎362-2512	2歳児以上	7:00	19:00	7:00	16:00	12:00	◎		◎	
	こども園	たいせいこども園分園	30	〒370-0076	下小塙町534-3	☎361-2512	産休明け	7:00	19:00	7:00	16:00	12:00	◎			
	こども園	長 野 幼 稚 園	55	〒370-0082	北新波町197-6	☎343-5233	10か月	7:30	18:30	8:00	14:00	11:00				
	こども園	む つ み 幼 稚 園	66	〒370-0074	下小島町76-8	☎361-1989	10か月	7:30	18:30	8:00	13:00	11:00				
倉洲地域	公立	倉 洲 保 育 所	60	〒370-3404	倉洲町岩水724-2	☎378-3217	2か月	7:30	18:30	7:30	17:00	11:00				
箕郷地域	公立	箕郷第一保育園	170	〒370-3104	箕郷町上芝1063-1	☎371-3253	2か月	7:30	18:30	7:30	13:00	11:00		◎	◎	
	公立	箕郷第二保育園	180	〒370-3101	箕郷町柏木沢209-1	☎371-3151	2か月	7:30	18:30	7:30	13:00	11:00		◎		
	公立	箕郷第三保育園	60	〒370-3115	箕郷町富岡281	☎371-3153	2か月	7:30	18:30	7:30	13:00	11:00			◎	
	公立	箕郷第五保育園	150	〒370-3103	箕郷町下芝66-1	☎371-5052	2か月	7:30	18:30	7:30	13:00	11:00				
群馬地域	公立	群 馬 北 保 育 園	150	〒370-3511	金古町707-1	☎373-2827	2か月	7:30	18:30	7:30	13:00	11:00				
	公立	国 府 保 育 園	140	〒370-3517	引間町310	☎373-1755	2か月	7:30	18:30	7:30	13:00	11:00				
	公立	群 馬 南 保 育 園	150	〒370-3525	三ツ寺町846-1	☎373-2891	2か月	7:30	18:30	7:30	13:00	11:00				
	公立	上 郊 保 育 園	125	〒370-3533	保渡田町2088-1	☎373-6762	2か月	7:30	18:30	7:30	13:00	11:00				
	私立	堤 ケ 岡 保 育 園	120	〒370-3521	棟高町2252-1	☎386-8223	10か月	7:30	19:00	7:30	13:00	11:30	◎			
	こども園	星 の 光 こ ど も 園	90	〒370-3511	金古町1921-1	☎373-6908	5か月	7:30	19:00	8:00	15:00	11:30	◎			
	私立	梅 の 里 保 育 園	60	〒370-3525	三ツ寺町59-4	☎381-6776	産休明け	7:30	18:30	7:30	13:00	11:00				
	こども園	ぐ ん ま 幼 稚 園	149	〒370-3511	金古町1912-8	☎373-0811	6か月	7:30	18:30	8:00	16:00	11:00				
	こども園	国 分 寺 幼 稚 園	80	〒370-3512	西国分町11-2	☎373-7241	10か月	7:30	18:30	7:30	13:30	11:00				
	こども園	堤 ケ 岡 幼 稚 園	40	〒370-3521	棟高町2227-2	☎372-0309	2歳児以上	7:30	18:30	7:30	13:00	11:00				
	こども園	冷水かがやきこども園	110	〒370-3519	冷水町190	☎372-8080	2か月	7:00	19:00	8:00	17:00	12:00	◎		◎	◎
	こども園	ひ ば り 幼 稚 園	60	〒370-3532	中里町334-1	☎373-6579	1歳児以上	7:30	18:30	8:00	13:00	11:00				
	こども園	清 風 幼 稚 園	39	〒370-3531	足門町830-2	☎373-0037	10か月	7:30	18:30	7:30	13:00	11:00				
	こども園	清 風 幼 稚 園 分 園	32	〒370-3531	足門町847-1	☎386-8655	10か月	7:30	18:30	7:30	13:00	11:00				
榛名地域	私立	双 葉 保 育 園	60	〒370-3333	高浜町940-1	☎343-6860	2か月	7:30	18:30	7:30	14:30	11:00				
	公立	箕郷第三保育園はるな分園	20	〒370-3346	上室田町4178-3	☎386-4888	2か月	7:30	18:30	7:30	13:00	11:00				
	私立	さ と み 保 育 園	70	〒370-3344	中里見町330-3	☎374-1088	6か月	7:30	18:30	7:30	13:00	11:00				
	私立	みつわ保育園(※)	—	〒370-3338	宮沢町1245	※令和5年4月～休止中(問い合わせは、保育課(☎321-1246)へ)										
	私立	本 郷 保 育 園	90	〒370-3334	本郷町1150-2	☎343-8379	10か月	7:30	18:30	7:30	14:00	11:00				
	私立	春 日 保 育 園	71	〒370-3345	上里見町278-1	☎374-2636	3か月	7:20	18:30	8:00	13:00	11:10	◎			
	こども園	さ わ ら び 幼 稚 園	39	〒370-3343	下里見町454	☎374-2036	10か月	7:30	18:30	8:00	13:00	11:00				
新町地域	こども園	新町かぜいろこども園	110	〒370-1301	新町730-3	☎0274-42-6700	2か月	7:00	20:00	7:00	20:00	13:00	◎	◎	◎	◎
	こども園	新 町 こ ど も 園	60	〒370-1301	新町1720	☎0274-42-0700	6か月	7:30	19:00	8:00	16:00	11:30	◎	◎		
	こども園	中 河 原 こ ど も 園	110	〒370-1301	新町1402-1	☎0274-42-7782	2か月	7:00	19:00	7:00	16:00	12:00	◎			
	こども園	上武大学附属幼稚園	60	〒370-1301	新町3133	☎0274-42-1041	1歳児以上	7:30	18:30	8:00	13:30	11:00				
吉井地域	公立	吉 井 保 育 所	120	〒370-2132	吉井町吉井322	☎387-2217	2か月	7:30	18:30	7:30	13:00	11:00			◎	
	こども園	しみずざかこども園	90	〒370-2133	吉井町吉井川1771	☎387-2154	8か月	7:00	19:00	8:00	16:00	12:00	◎			
	こども園	ねむの木こどもの森	145	〒370-2107	吉井町池1151-1	☎387-7274	6か月	7:00	19:00	8:00	17:00	12:00	◎	◎		
	こども園	吉井めざめこども園	80	〒370-2102	吉井町小暮58-1	☎388-4581	6か月	7:00	19:00	8:00	17:00	12:00	◎			

※掲載している内容は、令和6年3月現在の令和6年4月の予定内容に基づき作成しています。ご覧いただいた時点で変更となっている場合がありますのでご了承ください。

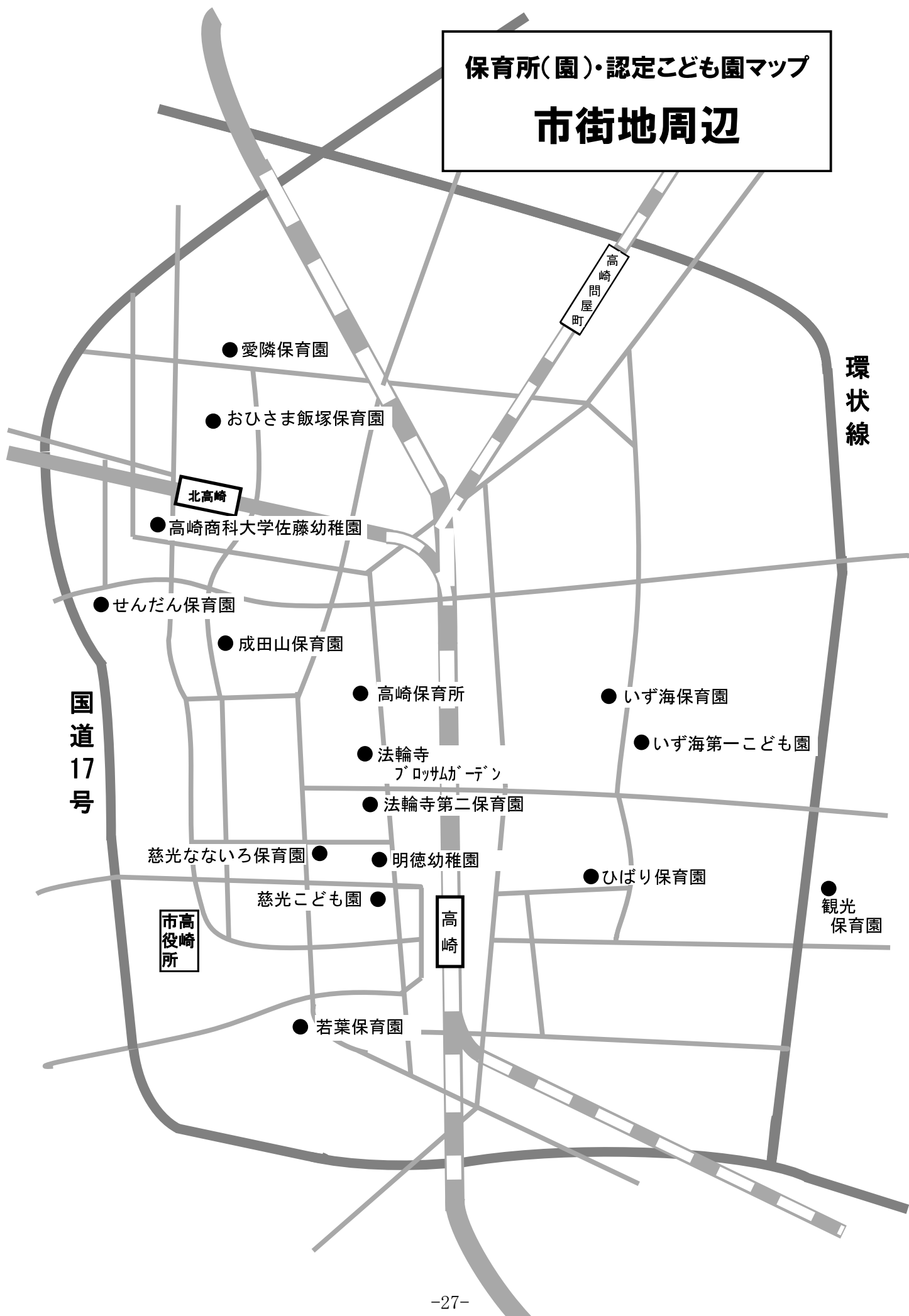
保育所(園)・認定こども園マップ

高崎・新町・吉井地域

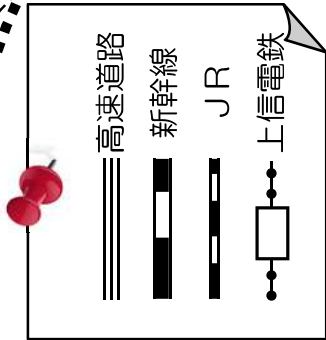


保育所(園)・認定こども園マップ

市街地周辺



倉刈・箕郷・群馬・榛名地域



MEMO

「よい保育施設の選び方 十か条」

保育施設は、子どもが生活時間の大半を過ごすところで、その環境や保育内容によっては、子どもの安全や健康面だけでなく、健全な発達にも影響を与えることがあります。そのため、厚生労働省がよい保育施設の選び方十か条を作成しておりますので参考にしてください。くわしくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省ホームページ】

(https://www.mhlw.go.jp/www1/topics/hoiku/tp1212-1_18.html)

